

## 資料 2

12月16日 食品衛生分科会

報告事項に関する資料



## (2) 報告事項

① 食品中の農薬等の残留基準の設定について	
・イソウロン（暫定基準の見直し）	··· 1~6
・クロルプロファム（暫定基準の見直し）	··· 7~12
・シメコナゾール（適用拡大申請）	··· 13~16
・シモキサニル（適用拡大申請）	··· 17~21
・スピロテトラマト（適用拡大申請+インポートトレランス申請）	··· 22~30
・ダゾメット、メタム及びメチルイソチオシアネート (暫定基準の見直し+適用拡大申請)	··· 31~37
・チフェンスルフロンメチル (暫定基準の見直し+インポートトレランス申請)	··· 38~41
・チフルザミド（適用拡大申請）	··· 42~45
・テブフェノジド（適用拡大申請）	··· 46~52
・トリフルミゾール（適用拡大申請）	··· 53~58
・ピリオフェノン（適用拡大申請）	··· 59~61
・フルオピコリド（適用拡大申請）	··· 62~68
・プロチオコナゾール（インポートトレランス申請）	··· 69~72
・プロヒドロジャスモン（適用拡大申請）	··· 73~76
・プロフェノホス (暫定基準の見直し+インポートトレランス申請)	··· 77~83
・プロマシル（暫定基準の見直し）	··· 84~88
・プロメトリン（暫定基準の見直し）	··· 89~93
・ヘキサコナゾール (暫定基準の見直し+本基準の改正)	··· 94~99
・ヘキシチアゾクス (暫定基準の見直し+本基準の改正)	··· 100~106
・レピメクチン（適用拡大申請）	··· 107~112
・エトキサゾール（適用拡大申請）	··· 113~118
・アルベンダゾール（暫定基準の見直し+本基準の改正）	119~123
・トルフェナム酸（暫定基準の見直し）	··· 124~126



イソウロン (Isouron)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行う。										
構造式	<pre>       O                 NH-C-N(CH3)2               CH3               C=C\N=O               CH3-C(CH3)2               CH3     </pre>										
用途	農薬／除草剤										
作用機構	尿素系の除草剤であり、主に光合成における光化学系の電子伝達を阻害して殺草作用を示すものと考えられている。										
適用作物／適用雑草	さとうきび／一年生雑草										
我が国の登録状況	さとうきびに農薬登録されている。										
諸外国の状況	JMPR における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、いずれの国及び地域においても基準値が設定されていない。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<u>ADI : 0.017 mg/kg 体重/day</u> [設定根拠] 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験（ラット・混餌） 無毒性量 1.74 mg/kg 体重/day 安全係数 100 <u>ARfD : 0.2 mg/kg 体重</u> [設定根拠①] 慢性毒性試験（イス・カプセル経口） 無毒性量 20 mg/kg 体重/day 安全係数 100 [設定根拠②] 慢性毒性試験（サル・経鼻胃内） 無毒性量 20 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：イソウロンとする。										
暴露評価	①長期暴露評価 TMDI/ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般 (1歳以上)</td> <td>0.2</td> </tr> <tr> <td>幼小兒 (1~6歳)</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>0.2</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>0.2</td> </tr> </tbody> </table> TMDI : 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake) ②短期暴露評価 平成17~19年の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書において、さとうきびは、統計学的に95%の信頼水準で97.5パーセンタイル値を求めるのに必要な最小データ数(120人/日)が得られていないので、暴露評価できなかった。仮に体重50kgの人が、0.02 ppmのイソウロンが残留するさとうきびを500kg摂取するとARfD(0.2 mg/kg 体重)に達すると試算できるが、500kgのさとうきびを短期間で摂取		TMDI/ADI (%)	一般 (1歳以上)	0.2	幼小兒 (1~6歳)	0.6	妊婦	0.2	高齢者 (65歳以上)	0.2
	TMDI/ADI (%)										
一般 (1歳以上)	0.2										
幼小兒 (1~6歳)	0.6										
妊婦	0.2										
高齢者 (65歳以上)	0.2										

	することは考えられないので、国民のさとうきび中に残留するイソウロンを摂取することによる健康への悪影響が生じる可能性は極めて低いと考えられる。
意見聴取の状況	平成 28 年 10 月 24 日に在京大使館への説明を実施 平成 28 年 12 月 5 日～1 月 3 日にパブリックコメントを実施 今後、WTO 通報を実施予定
答申案	別紙 2 のとおり。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)		0.02				
小麦		0.02				
大麦		0.02				
ライ麦		0.02				
とうもろこし		0.02				
そば		0.02				
その他の穀類		0.02				
大豆		0.02				
小豆類		0.02				
えんどう		0.02				
そら豆		0.02				
らっかせい		0.02				
その他の豆類		0.02				
ばれいしょ		0.02				
さといも類(やつがしらを含む。)		0.02				
かんしょ		0.02				
やまいも(長いもをいう。)		0.02				
こんにゃくいも		0.02				
その他のいも類		0.02				
てんさい		0.02				
さとうきび	0.02	0.05	○			<0.005(n=4)
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根		0.02				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉		0.02				
かぶ類の根		0.02				
かぶ類の葉		0.02				
西洋わさび		0.02				
クレソン		0.02				
はくさい		0.02				
キャベツ		0.02				
芽キャベツ		0.02				
ケール		0.02				
こまつな		0.02				
きょうな		0.02				
チングンサイ		0.02				
カリフラワー		0.02				
ブロッコリー		0.02				
その他のあぶらな科野菜		0.02				
ごぼう		0.02				
サルシフィー		0.02				
アーティチョーク		0.02				
チコリ		0.02				
エンダイブ		0.02				
しゅんぎく		0.02				
レタス(サラダ葉及びちしやを含む。)		0.02				
その他のきく科野菜		0.02				
たまねぎ		0.02				
ねぎ(リーキを含む。)		0.02				
にんにく		0.02				
にら		0.02				
アスパラガス		0.02				
わけぎ		0.02				
その他のゆり科野菜		0.02				
にんじん		0.02				
パースニップ		0.02				
バセリ		0.02				
セロリ		0.02				
みつば		0.02				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
その他のせり科野菜		0.02				
トマト		0.02				
ピーマン		0.02				
なす		0.02				
その他のなす科野菜		0.02				
きゅうり(ガーベルを含む。)		0.02				
かぼちゃ(スカッシュを含む。)		0.02				
しろとうり		0.02				
すいか		0.02				
メロン類果実		0.02				
まくわうり		0.02				
その他のうり科野菜		0.02				
ほうれんそう		0.02				
たけのこ		0.02				
オクラ		0.02				
しょうが		0.02				
未成熟えんどう		0.02				
未成熟いんげん		0.02				
えだまめ		0.02				
マッシュルーム		0.02				
しいたけ		0.02				
その他のきのこ類		0.02				
その他の野菜		0.02				
みかん		0.02				
なつみかんの果実全体		0.02				
レモン		0.02				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)		0.02				
グレープフルーツ		0.02				
ライム		0.02				
その他のかんきつ類果実		0.02				
りんご		0.02				
日本なし		0.02				
西洋なし		0.02				
マルメロ		0.02				
びわ		0.02				
もも		0.02				
ネクタリン		0.02				
あんず(アプリコットを含む。)		0.02				
すもも(ブルーンを含む。)		0.02				
うめ		0.02				
おうとう(チェリーを含む。)		0.02				
いちご		0.02				
ラズベリー		0.02				
ブラックベリー		0.02				
ブルーベリー		0.02				
クランベリー		0.02				
ハックルベリー		0.02				
その他のベリー類果実		0.02				
ぶどう		0.02				
かき		0.02				
バナナ		0.02				
キウイ		0.02				
パパイヤ		0.02				
アボカド		0.02				
パイナップル		0.02				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
グアバ		0.02				
マンゴー		0.02				
パッションフルーツ		0.02				
なつめやし		0.02				
その他の果実		0.02				
ひまわりの種子		0.02				
ごまの種子		0.02				
べにばなの種子		0.02				
綿実		0.02				
なたね		0.02				
その他のオイルシード		0.02				
ぎんなん		0.02				
ぐり		0.02				
ペカン		0.02				
アーモンド		0.02				
くるみ		0.02				
その他のナッツ類		0.02				
茶		0.02				
コーヒー豆		0.02				
カカオ豆		0.02				
ホップ		0.02				
その他のスパイス		0.02				
その他のハーブ		0.02				

網掛け:ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参照し暫定的に設定した基準値(暫定基準)  
 ○:既に、国内において農薬登録のあるもの

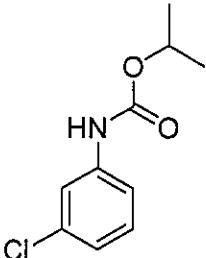
答申(案)

(別紙2)

イソウロン

食品名	残留基準値 ppm
さとうきび	0.02

クロルプロファム (Chlorpropham)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行う。										
構造式											
用途	農薬／除草剤、植物成長調整剤										
作用機構	<p>カルバメート系の除草剤である。植物の根から吸収されて細胞分裂を阻害し、殺草効果を示すと考えられている。</p> <p>また、海外においては、ばれいしょの発芽抑制剤として収穫後に使用されている。発芽抑制の作用機序は、細胞周期における微小管・紡錘体形成を阻害し、細胞周期の遅延、阻害を引き起こし、正常な細胞分裂を阻害するものと考えられている。</p>										
適用作物／適用雑草	麦類、たまねぎ／一年生雑草 等										
我が国の登録状況	てんさい、ほうれんそう等に農薬登録されている。										
諸外国の状況	<p>2005年に JMPR における毒性評価が行われ、ADI 及び ARfD が設定されている。国際基準はばれいしょ及び畜産物に設定されている。</p> <p>米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国及び EU においてばれいしょ及び畜産物に、カナダ、豪州及びニュージーランドにおいてばれいしょに基準値が設定されている。</p>										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p><u>ADI : 0.05 mg/kg 体重/day</u>  <u>[設定根拠] 1年間 慢性毒性試験（イヌ・混餌）</u>  <u>無毒性量 5 mg/kg 体重/day</u>  <u>安全係数 100</u></p> <p>ラットを用いた 2 年間慢性毒性/発がん性併合試験の雄で精巣間細胞腫の発生頻度が増加したが、発生機序は遺伝毒性メカニズムによるものとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。</p> <p><u>ARfD : 0.5 mg/kg 体重</u>  <u>[設定根拠] 単回経口投与毒性試験（イヌ・強制経口）</u>  <u>無毒性量 50 mg/kg 体重/day</u>  <u>安全係数 100</u></p>										
基準値案	<p>別紙 1 のとおり。      残留の規制対象物質：クロルプロファムとする。</p>										
暴露評価	<p>①長期暴露評価      EDI/ADI 比は、以下のとおり。なお、ばれいしょ及び畜産物については JMPR の評価に用いられた残留試験データを使用した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般（1歳以上）</td> <td>15.5</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>45.7</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>15.9</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>13.9</td> </tr> </tbody> </table>		EDI/ADI (%)	一般（1歳以上）	15.5	幼小児（1～6歳）	45.7	妊婦	15.9	高齢者（65歳以上）	13.9
	EDI/ADI (%)										
一般（1歳以上）	15.5										
幼小児（1～6歳）	45.7										
妊婦	15.9										
高齢者（65歳以上）	13.9										

	<p>EDI：推定一日摂取量 (Estimated Daily Intake)</p> <p>②短期暴露評価</p> <p>各食品の短期推定摂取量 (ESTI) を推定したところ、一般 (1歳以上) 及び幼少兒 (1~6歳) のそれにおける摂取量は急性参照用量 (ARfD) を超えていない<sup>注)</sup>。</p> <p>注) 基準値案又は最高残留濃度 (HR) を用い、平成 17~19 年度の食品摂取 頻度・摂取量調査及び平成 22 年度の厚生労働科学研究の結果に基づき ESTI を算出した。</p>
意見聴取の状況	平成 28 年 12 月 7 日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及び WTO 通報を実施予定
答申案	別紙 2 のとおり。

食品名	基準値 索 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
小麦 大麦 ライ麦 どうもろこし その他の穀類	0.02	0.05	○			<0.005、<0.005
	0.02	0.05	○			<0.005、<0.005
	0.02	0.05	○			(小麦参照)
	0.05	0.05	○			
	0.02	0.05	○			(小麦、大麦参照)
大豆 小豆類 えんどう そら豆	0.1	0.20	○			<0.02、<0.02
	0.01	0.05	○			<0.002-<0.005(n=6)(いんげん豆)
		0.30				
	0.02	0.05	○			<0.005、<0.005
ばれいしょ さといも類(やつがしらを含む。) かんしょ やまいも(長いもをいう。) こんにゃくいも その他のいも類	30	50		30		
		0.05				
		0.05				
		0.05				
		0.05				
		0.05				
てんさい	0.05	0.05	○			<0.01、<0.01
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根 だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉 かぶ類の根 かぶ類の葉 西洋わさび クレソン はくさい キャベツ 芽キャベツ ケーレ こまつな きょうな チンゲンサイ カリフラワー その他のあぶらな科野菜		0.05				
		0.05				
		0.05				
		0.05				
		0.05				
		0.05				
		0.05				
		0.05				
		0.05				
		0.05				
		0.05				
		0.05				
		0.05				
		0.05				
ごぼう	0.02	0.05	○			<0.005、<0.005
サルシフィー		0.05				
アーティチョーク		0.05				
チコリ		0.05				
エンダイブ		0.05				
しゅんぎく		0.05				
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	0.05	0.05	○			<0.01、<0.01
その他のきく科野菜		0.05				
たまねぎ	0.02	0.05	○			<0.005、0.005
ねぎ(リーキを含む。)		0.05				
にんにく		0.05				
にら		0.05				
アスパラガス	0.05	0.05	○			
わけぎ		0.05				
その他のゆり科野菜		0.05				
にんじん	0.01	0.05	○			<0.002、<0.002
ペースニップ		0.1				
セロリ		0.1				
みつば		0.05				
その他のセリ科野菜		0.1				
トマト		0.05				
ピーマン		0.05				
なす		0.05				
その他のなす科野菜		0.05				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
きゅうり(ガーキンを含む。)		0.05				
すいか		0.05				
メロン類果実		0.05				
ほうれんそう	0.05	0.05	○			<0.01、<0.01
しょうが		0.05				
未成熟いんげん		0.05				
えだまめ		0.05				
マッシュルーム		0.05				
しいたけ		0.05				
その他のきのこ類		0.05				
その他の野菜	0.02	0.05	○			<0.005、<0.005(未成熟そらまめ)
みかん		0.05				
なつみかんの果実全体		0.05				
レモン		0.05				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)		0.05				
グレープフルーツ		0.05				
ライム		0.05				
その他のかんきつ類果実		0.05				
りんご		0.05				
日本なし		0.05				
西洋なし		0.05				
マルメロ		0.05				
びわ		0.05				
もも		0.05				
ネクタリン		0.05				
あんず(アプリコットを含む。)		0.05				
すもも(ブルーンを含む。)		0.05				
うめ		0.05				
おうとう(チェリーを含む。)		0.05				
いちご	0.03	0.05	○			<0.005、0.008
ラズベリー		0.05				
ブラックベリー		0.05				
ブルーベリー		0.05				
クランベリー		0.05				
ハックルベリー		0.05				
その他のベリー類果実		0.05				
ぶどう		0.05				
かき		0.05				
バナナ		0.05				
キウイ		0.1				
アボカド		0.05				
パインアップル		0.05				
グアバ		0.05				
マンゴー		0.05				
パッションフルーツ		0.05				
その他の果実		0.05				
ぎんなん		0.05				
くり		0.05				
ペカン		0.05				
アーモンド		0.05				
くるみ		0.05				
その他のナッツ類		0.05				
その他のスパイス		0.1				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
その他のハーブ		0.1				
牛の筋肉	0.01					【牛の食用部分参照】
牛の脂肪	0.1			0.1		
牛の肝臓	0.01					【牛の食用部分参照】
牛の腎臓	0.01					【牛の食用部分参照】
牛の食用部分	0.01			0.01		
乳	0.01			0.01		

網掛け:ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参考し暫定的に設定した基準値(暫定基準)

太枠:国際基準の参考などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

## クロルプロファム

食品名	残留基準値 ppm
小麦	0.02
大麦	0.02
ライ麦	0.02
とうもろこし	0.05
その他の穀類 <sup>注1)</sup>	0.02
大豆	0.1
小豆類 <sup>注2)</sup>	0.01
そら豆	0.02
ばれいしょ	30
てんさい	0.05
キャベツ	0.05
ごぼう	0.02
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	0.05
たまねぎ	0.02
アスパラガス	0.05
にんじん	0.01
ほうれんそう	0.05
その他の野菜 <sup>注3)</sup>	0.02
いちご	0.03
牛の筋肉	0.01
牛の脂肪	0.1
牛の肝臓	0.01
牛の腎臓	0.01
牛の食用部分 <sup>注4)</sup>	0.01
乳	0.01

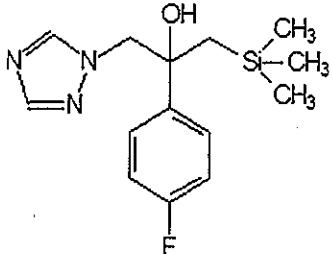
注1)「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

注2)いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。

注3)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しとうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スペイス及びハーブ以外のものをいう。

注4)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

シメコナゾール (Simeconazole)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受け、残留基準を設定する。										
構造式											
用途	農薬／殺菌剤										
作用機構	トリアゾール系の殺菌剤である。菌類の細胞膜成分であるエルゴステロールの生合成系において、ラノステロールのC14位脱メチル化を阻害することで作用すると考えられている。										
適用作物／適用病害虫	りんご／褐斑病 等										
我が国の登録状況	りんご、なし等に農薬登録されている。										
諸外国の状況	JMPRにおける毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、いずれの国及び地域においても基準値が設定されていない。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>ADI : 0.0085 mg/kg 体重/day  [設定根拠] 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験（ラット・混餌）  無毒性量 0.85 mg/kg 体重/day  安全係数 100</p> <p>発がん性試験において、雄ラット及び雌雄マウスで肝細胞腺腫の発生頻度の増加が認められたが、腫瘍の発生機序は遺伝毒性メカニズムとは考え難く、本剤の評価にあたり閾値を設定することは可能であると考えられた。</p> <p>ARfD :</p> <p>一般の集団 : 0.2 mg/kg 体重  [設定根拠] 発生毒性試験（ラット・強制経口）  無毒性量 20 mg/kg 体重  安全係数 100</p> <p>妊娠又は妊娠している可能性のある女性 : 0.09 mg/kg 体重  [設定根拠] 繁殖試験（ラット・混餌）  無毒性量 9 mg/kg 体重  安全係数 100</p>										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：シメコナゾールとする。										
暴露評価	<p>①長期暴露評価  TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般 (1歳以上)</td> <td>42.4</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>72.9</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>27.4</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>54.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI : 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI (%)	一般 (1歳以上)	42.4	幼小児 (1~6歳)	72.9	妊婦	27.4	高齢者 (65歳以上)	54.4
	TMDI/ADI (%)										
一般 (1歳以上)	42.4										
幼小児 (1~6歳)	72.9										
妊婦	27.4										
高齢者 (65歳以上)	54.4										

	<p>②短期暴露評価</p> <p>各食品の短期推定摂取量 (ESTI) を算出したところ、一般(1歳以上)、幼小児(1~6歳)及び妊婦又は妊娠している可能性のある女性(14~50歳)のそれぞれにおける摂取量は急性参考用量 (ARfD) を超えていない<sup>注)</sup>。</p> <p>注) 基準値案を用い、平成17~19年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成22年度の厚生労働科学研究の結果に基づき ESTI を算出した。</p>
意見聴取の状況	<p>平成28年9月23日に在京大使館への説明を実施</p> <p>平成28年12月5日~1月3日にパブリックコメントを実施</p> <p>今後、WTO通報を実施する予定</p>
答申案	別紙2のとおり。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.1	0.1	○			<0.02,<0.02,0.02
大豆	0.2	0.2	○			0.04,0.04
こんにゃくいも	0.1	0.1	○			<0.01,0.02
キャベツ	0.05		申			<0.01,<0.01
ごぼう	0.3	0.3	○			0.01,0.10
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	0.7		申			0.12,0.25(\$)(サラダ菜)
ねぎ(リーキを含む。)	0.2	0.2	○			<0.02(#),0.05(#)(#)(根深ねぎ)
にんにく	0.1	0.1	○			<0.02(#),<0.02(#)
にら	0.1		申			<0.01,0.02
トマト	0.2	0.2	○			0.02(#),0.03(#)(#)
その他のなす科野菜	2	2		2.0	韓国	【0.87(とうがらし)(韓国)】
きゅうり(ガーリックを含む。)	0.3	0.3	○			0.06(#),0.08(#)
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.2	0.2	○			<0.05(#),<0.05(#)
すいか	0.1	0.1	○			<0.02(#),<0.02(#)
メロン類果実	0.1	0.1	○			<0.02(#),<0.02(#)
ほうれんそう	0.1	0.1	○			<0.01,0.02
しょうが	0.3		申			0.02,0.07(\$)
みかん	0.1	0.1	○			<0.02(#),<0.02(#)
なつみかんの果実全体	0.3	0.3	○			0.05(#),0.06(#)
レモン	0.3	0.3	○			(なつみかんの果実全体参照)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.3	0.3	○			(なつみかんの果実全体参照)
グレープフルーツ	0.3	0.3	○			(なつみかんの果実全体参照)
ライム	0.3	0.3	○			(なつみかんの果実全体参照)
その他のかんきつ類果実	0.3	0.3	○			(なつみかんの果実全体参照) <0.02(#),0.08(#)(ゆず)
りんご	0.5	0.5	○			0.04,0.14(\$)
日本なし	0.5	0.5	○			0.06,0.18
西洋なし	0.5	0.5	○			(日本なし参照)
もも	0.7	0.7	○			0.16,0.30
ネクタリン	0.5	0.5	○			0.03,0.14(\$)
あんず(アプリコットを含む。)	1	1	○			0.28,0.40
すもも(ブルーンを含む。)	0.2	0.3	○			<0.05,<0.05
うめ	1	1	○			0.39,0.50
おうとう(チェリーを含む。)	3	3	○			0.61,1.13(\$)
いちご	3	3	○			0.22,1.48(\$)
ぶどう	0.2	0.2	○			<0.02(#),0.06(#)
かき	0.2	0.2	○			0.02(#),0.06(#)
茶	10	10	○			2.5,6.0
その他のスパイス	0.3	0.3	○			0.08(#),0.08(#)(みかんの果皮)
その他のハーブ	30		申			3.76, 6.90, 21.0(\$)(しそ)
魚介類	0.02	0.02				推:0.0102

太枠:国際基準の参考などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績

(\$):ばらつきの理由を考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

推:推定される残留量であることを示す

## シメコナゾール

食品名	残留基準値 ppm
米(玄米をいう。)	0.1
大豆	0.2
こんにゃくいも	0.1
キャベツ	0.05
ごぼう	0.3
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	0.7
ねぎ(リーキを含む。)	0.2
にんにく	0.1
にら	0.1
トマト	0.2
その他のなす科野菜 <sup>注1)</sup>	2
きゅうり(ガーベルを含む。)	0.3
かほちや(スカッシュを含む。)	0.2
すいか	0.1
メロン類果実	0.1
ほうれんそう	0.1
しょうが	0.3
みかん	0.1
なつみかんの果実全体	0.3
レモン	0.3
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.3
グレープフルーツ	0.3
ライム	0.3
その他のかんきつ類果実 <sup>注2)</sup>	0.3
りんご	0.5
日本なし	0.5
西洋なし	0.5
もも	0.7
ネクタリン	0.5
あんず(アプリコットを含む。)	1
すもも(ブルーンを含む。)	0.2
うめ	1
とうとう(チェリーを含む。)	3
いちご	3
ぶどう	0.2
かき	0.2
茶	10
その他のスパイス <sup>注3)</sup>	0.3
その他のハーブ <sup>注4)</sup>	30
魚介類	0.02

<sup>注1)</sup>「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

<sup>注2)</sup>「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

<sup>注3)</sup>「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

<sup>注4)</sup>「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

シモキサニル (Cymoxanil)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受け、残留基準を設定する。										
構造式	<pre>       O               N=C\---C(=O)---NH---C(=O)---NH---CH2-                           S---C       H               N     </pre>										
用途	農薬／殺菌剤										
作用機構	シアノアセトアミド系の殺菌剤で、DNA 及び RNA 合成並びに菌体内のエネルギー代謝機構に作用することで、菌糸の伸長及び胞子の発芽を抑制し、殺菌効果を示すと考えられている。										
適用作物／適用病害虫	ばれいしょ、トマト／疫病 等										
我が国の登録状況	きゅうり、すいか等に農薬登録されている。										
諸外国の状況	JMPR における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてピーマン、ホップ等に、カナダにおいてばれいしょ、ラズベリー等に、EUにおいてアーティチョーク、ひまわりの種子等に、ニュージーランドにおいてにんにく、たまねぎ等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>ADI : 0.013 mg/kg 体重/day  [設定根拠] 1年間 慢性毒性試験（雄イヌ・混餌）  無毒性量 1.3 mg/kg 体重/day  安全係数 100</p> <p>なお、評価に供された遺伝毒性試験の <i>in vitro</i> 試験の一部で弱陽性～陽性の結果が得られたが、小核試験を始め <i>in vivo</i> 試験では陰性の結果が得られたので、シモキサニルは生体にとって問題となる遺伝毒性はないと結論されている。</p> <p>ARfD : 0.08 mg/kg 体重  [設定根拠] 発生毒性試験（ウサギ・強制経口）  無毒性量 8 mg/kg 体重  安全係数 100</p>										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：シモキサニルとする。										
暴露評価	<p>①長期暴露評価  TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般（1歳以上）</td> <td>17.2</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>29.9</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>13.6</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>19.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI : 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p> <p>②短期暴露評価  各食品の短期推定摂取量 (ESTI) を算出したところ、一般（1歳以上）及び幼小児（1～6歳）のそれぞれにおける摂取量は急性参考用量</p>		TMDI/ADI (%)	一般（1歳以上）	17.2	幼小児（1～6歳）	29.9	妊婦	13.6	高齢者（65歳以上）	19.9
	TMDI/ADI (%)										
一般（1歳以上）	17.2										
幼小児（1～6歳）	29.9										
妊婦	13.6										
高齢者（65歳以上）	19.9										

	(ARfD) を超えていない <sup>注)</sup> 。 注) 基準値案を用い、平成 17~19 年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成 22 年度の厚生労働科学研究の結果に基づき ESTI を算出した。
意見聴取の状況	平成 28 年 10 月 24 日に在京大使館への説明を実施 平成 28 年 12 月 5 日~1 月 3 日にパブリックコメントを実施 今後、WTO 通報を実施する予定
答申案	別紙 2 のとおり。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
大豆	0.05	0.05	○			<0.01, <0.01
小豆類	0.02	0.02	○			<0.005, <0.005(あづき)
えんどう	0.5	0.5		0.5	EU	【<0.02(n=5)(EU)】
ばれいしょ	0.2	2	○			<0.05, <0.05
グレゾン	19	19		19	米国	【<0.02-2.75(n=17)(レタス外葉あり), <0.02-2.5(n=17)(レタス外葉なし), <0.05-13.5(n=7)(リーフレタス), 1.37-11.01(n=7)(ほうれんそう)(米国)】
はくさい ブロッコリー	0.2 1	0.2	○ 申			<0.01-0.03(\$)(#)(n=4) 0.07, 0.47(\$)
アーティチョーク	0.1	0.1		0.1	EU	【<0.003-<0.05(n=6)(EU)】
エンダイブ	19	19		19	米国	【米国レタス、ほうれんそう参照】
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	2	2				
たまねぎ ねぎ(リーキを含む。)	0.05 1	0.05 1	○ ○・申	0.05 1.1	米国 米国	【<0.05(n=6)(米国)】 【<0.05-0.405(n=4)(米国)】
にんにく	0.05	0.05		0.05	米国	【米国たまねぎ参照】
にら	1	1		1.1	米国	【米国ねぎ参照】
その他のゆり科野菜	0.05	0.05	○			<0.01(n=2)(らっきょう)
バセリ	19	19		19	米国	【米国レタス、ほうれんそう参照】
セロリ	6	6		6.0	米国	【<0.05-2.35(n=13)(米国)】
トマト	0.7	2	○			0.17, 0.30(\$)
ピーマン	0.2	0.2		0.2	米国	【<0.02-0.12(n=13)(米国)】
なす	0.5	0.5	○			0.10, 0.14
その他のなす科野菜	0.2	0.2		0.2	米国	【<0.02-<0.05(n=7)(とうがらし)(米国)】
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.3	2	○			0.05, 0.07
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.1	0.1	○	0.1	EU	【<0.003-0.047(n=18)(ズッキー)(EU)】
しろうり	0.05	0.05		0.05	米国	【<0.02-<0.05(\$)(n=12)(きゅうり), <0.02-<0.05(\$)(n=12)(カンタロープ)(米国)】
すいか	0.2	0.05	○			<0.05, <0.05
メロン類果実	0.05	0.05	○			<0.01, <0.01
まくわうり※	0.04	0.04		0.1	EU	【<0.003-<0.05(n=18)(メロン(果肉))(EU)】
その他のうり科野菜	0.1	0.1		0.1	EU	【EUズッキー参照】
未成熟えんどう	0.5	0.5		0.5	EU	【<0.003-<0.01(n=8)(さやえんどう)(EU)】
ラズベリー	4	4		4.0	米国	【0.29-0.965(n=5)(ラズベリー)(米国)、1.55(ブラックベリー)(米国)】
ブラックベリー	4	4		4.0	米国	【米国ラズベリー、ブラックベリー参照】
その他のベリー類果実	4	4		4.0	米国	【米国ラズベリー、ブラックベリー参照】
ぶどう	0.1	1	○			<0.01, 0.02
ひまわりの種子	0.1	0.1		0.1	EU	【<0.003(n=5)(ひまわり(種子))(EU)】
ホップ	7	7		7.0	米国	【0.153-0.608(n=3)(米国)】

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
その他のスパイス	0.1	0.1		0.1	EU	【EUひまわり(種子)参照】
その他のハーブ	19	19		19	米国	【米国レタス、ほうれんそう参照】

太枠:国際基準の参考などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績

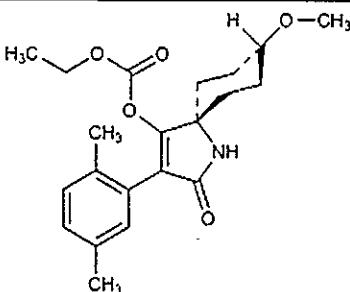
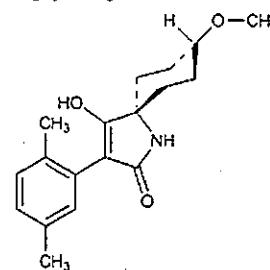
(\\$):ばらつきの理由を考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

\*まくわうりにおいては、EUのメロンの基準値0.1に果肉への加工係数0.4(可食部係数。果実全体の残留濃度に対する果肉の残留濃度の比)を乗じた値0.04を参照して基準値案とした。

## シモキサニル

食品名	ppm	残留基準値
大豆	0.05	
小豆類 <sup>注1)</sup>	0.02	
えんどう	0.5	
ばれいしょ	0.2	
クレソン	19	
はくさい	0.2	
プロッコリー	1	
アーティチョーク	0.1	
エンダイブ	19	
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	2	
たまねぎ	0.05	
ねぎ(リーキを含む。)	1	注2)「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
にんにく	0.05	
にら	1	
その他のゆり科野菜 <sup>注2)</sup>	0.05	
パセリ	19	
セロリ	6	
トマト	0.7	注3)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
ピーマン	0.2	
なす	0.5	
その他のなす科野菜 <sup>注3)</sup>	0.2	
きゅうり(ガーリックを含む。)	0.3	
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.1	
しろうり	0.05	注4)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろうり、すいか、メロン類
すいか	0.2	
メロン類果実	0.05	
まくわうり	0.04	
その他のうり科野菜 <sup>注4)</sup>	0.1	注5)「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
未成熟えんどう	0.5	
ラズベリー	4	
ブラックベリー	4	
その他のベリー類果実 <sup>注5)</sup>	4	注6)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、どうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
ぶどう	0.1	
ひまわりの種子	0.1	
ホップ	7	注7)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
その他のスパイス <sup>注6)</sup>	0.1	
その他のハーブ <sup>注7)</sup>	19	

スピロテトラマト (Spirotetramat)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請及びインポートトレランス(IT)制度に基づく基準値設定の要請を受け、残留基準を設定する。
構造式	
用途	農薬／殺虫剤
作用機構	環状ケトエノール系に属する殺虫剤である。アブラムシ類、コナジラミ類及びハダニ類等のアセチルCoAカルボキシラーゼ阻害を介して脂質合成を抑制することにより殺虫効果を示すと考えられる。
適用作物／適用病害虫	ばれいしょ／アブラムシ類 等
我が国の登録状況	ばれいしょ、ズッキーニ等に農薬登録されている。
諸外国の状況	2008年にJMPRにおける毒性評価が行われ、ADI及びARfDが設定されている。国際基準はばれいしょ、トマト等に設定されている。米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国でバナナ、パイナップル等に、カナダでとうもろこし、たまねぎ等に、EUでオレンジ、ぶどう等に、豪州でキャベツ、ブロッコリー等に、ニュージーランドでキウイ、トマト等に基準値が設定されている。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>ADI : 0.12 mg/kg 体重/day  [設定根拠] 2年間 発がん性試験（ラット・混餌）  無毒性量 12.5 mg/kg 体重/day  安全係数 100</p> <p>ARfD : 1 mg/kg 体重  [設定根拠] 急性神経毒性試験（ラット・強制経口）  無毒性量 100 mg/kg 体重  安全係数 100</p>
基準値案	<p>別紙1のとおり。  残留の規制対象物質：スピロテトラマト及び代謝物M1【シス-3-(2,5ジメチルフェニル)-4-ヒドロキシ-8-メトキシ-1-アザスピロ[4,5]デカ-3-エン-2-オン】とする。</p>  <p>代謝物 M1</p>

	<p>①長期暴露評価 TMDI／ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>TMDI／ADI (%)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般（1歳以上）</td><td>23.4</td></tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td><td>42.6</td></tr> <tr> <td>妊婦</td><td>20.5</td></tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td><td>27.2</td></tr> </tbody> </table> <p>TMDI：理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI／ADI (%)	一般（1歳以上）	23.4	幼小児（1～6歳）	42.6	妊婦	20.5	高齢者（65歳以上）	27.2
	TMDI／ADI (%)										
一般（1歳以上）	23.4										
幼小児（1～6歳）	42.6										
妊婦	20.5										
高齢者（65歳以上）	27.2										
	<p>②短期暴露評価 各食品の短期推定摂取量 (ESTI) を算出したところ、一般（1歳以上）及び幼小児（1～6歳）のそれぞれにおける摂取量は急性参考用量 (ARfD) を超えていない注)。</p> <p>注) 基準値案を用い、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成22年度の厚生労働科学研究の結果に基づき ESTI を算出した。</p>										
意見聴取の状況	<p>平成28年9月23日に在京大使館への説明を実施 平成28年12月5日～1月3日にパブリックコメントを実施 今後、WTO通報を実施予定</p>										
答申案	別紙2のとおり。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値			作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm		
どうもろこし	2		IT	1.5	1.5	カナダ	
大豆	5	5		4	5.0	米国	【0.024-1.89(n=25)(米国)】
小豆類	3	3		2	2.5	米国	【<0.020-0.705(n=9)(いんげん)(米国)】
えんどう	3	3		2	2.5	米国	【0.036-0.694(n=6)(米国)】
そら豆	3		IT	2	2.5	米国	【米国いんげん豆属、えんどう豆属参照】
その他の豆類	3	3		2	2.5	米国	【米国いんげん豆属、えんどう豆属参照】
ばれいしょ さといも類(やつがしらを含む。)	1 0.6	1 0.6	○	0.8	0.60	米国	0.15, 0.40(\$) 【<0.020-0.366(n=20)(ばれいしょ)(米国)】
かんしょ やまいも(長いもをいう。)	0.6	0.6			0.60	米国	【米国ばれいしょ参照】
その他のいも類	0.6	0.6			0.60	米国	【米国ばれいしょ参照】
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	7	7		7			
かぶ類の葉	7	7		7			
クレソン	7	7		7			
はくさい	7	7		7			
キャベツ	7	2	IT	2	7	豪州	【<0.045-3.368(n=24)(豪州)】 【<0.020-0.839(n=7)(キャベツ・外葉あり)、<0.020-0.079(n=7)(キャベツ・外葉なし)、0.086-0.343(n=5)(ブロッコリー)、0.065-0.26(n=4)(カリフラワー)(米国)】
芽キャベツ	1	1					
ケール	7	7		7			
こまつな	7	7		7			
きょうな	7	7		7			
チンゲンサイ	7	7		7			
カリフラワー	7	1	IT	1	7	豪州	【豪州キャベツ及びブロッコリー参照】
ブロッコリー	7	1	IT	1	7	豪州	【<0.045-3.405(n=16)(豪州)】
その他のあぶらな科野菜	7	7		7			
アーティチョーク	1			1			
チコリ	7	7		7			
エンダイブ	7	7		7			
しゅんぎく	7	7		7			
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	7	7		7			
その他のきく科野菜	7	7		7			
たまねぎ	0.8	0.5	IT	0.4	0.8	カナダ	【<0.022-0.276(n=10)(カナダ)】
ねぎ(リーキを含む。)	0.8		IT		0.8	カナダ	【0.093, 0.238(カナダ)】
にんにく	0.8		IT		0.8	カナダ	【カナダたまねぎ及びねぎ参照】
にら	0.8		IT		0.8	カナダ	【カナダたまねぎ及びねぎ参照】
アスパラガス	1		申 IT				0.10, 0.31(\$)
その他のゆり科野菜	0.8		IT		0.8	カナダ	【カナダたまねぎ及びねぎ参照】

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
バセリ	5	5				【0.111-0.796(n=8)(レタス・外葉あり)、0.061-0.302(n=7)(レタス・外葉なし)、0.11-1.431(n=7)(リーフレタス)、0.12-2.72(n=7)(ほうれんそう)、セロリ(米国)】
セロリ その他のせり科野菜	5 5	5 5		4		【0.226-2.328(n=9)(米国)】 【米国レタス、リーフレタス、ほうれんそう、セロリ参照】
トマト ピーマン なす その他のなす科野菜	3 10 2 10	3 10 2 10	○ ○ ○ ○	1 1 1 7		0.44, 1.04(\$)(ミニトマト) 1.95, 3.03(\$) 0.48, 0.55 1.94-3.86(\$)(n=4)(しとう)
きゅうり(ガーキンを含む。) かぼちゃ(スカッシュを含む。) しろうり すいか メロン類果実 まくわうり	2 2 0.2 0.1 0.1 0.03	2 2 0.2 0.1 0.1 0.03	○ ○ ○ ○ ○ ○	0.2 0.5 0.2 2 2	豪州 豪州	【<0.04-0.23(n=12)(豪州)】 【豪州きゅうり参照】 <0.02-0.02(n=4) <0.02(n=4) 【<0.020-0.042(n=9)(きゅうり)、<0.020-0.099(n=7)(スカッシュ)、<0.020-0.083(n=8)(メロン)(米国)】
その他のうり科野菜	7	7		7		
ほうれんそう オクラ しょうが 未成熟えんどう 未成熟いんげん えだまめ	7 1 0.6 3 3 3	7 1 0.6 3 3 3		7 1 0.60 1.5 1.5 1.5	米国 米国 米国 米国 米国	【米国ばれいしょ参照】 【0.556-1.194(n=4)(さやえんどう)(米国)】 【0.046-0.621(n=8)(さやいんげん)(米国)】 【米国いんげん豆属、えんどう豆属参照】
その他の野菜	7	7		7		
みかん※1 なつみかんの果実全体 レモン オレンジ(ネーブルオレンジを含む。) グレープフルーツ ライム その他のかんきつ類果実	0.4 1 1 1 1 1 1		IT	1	豪州	【豪州オレンジ、マンダリン参照】 【豪州オレンジ、マンダリン参照】 【豪州オレンジ、マンダリン参照】 【0.07-0.51(n=7)(豪州)】 【豪州オレンジ、マンダリン参照】 【豪州オレンジ、マンダリン参照】 【0.13-0.46(n=5)(マンダリン)(豪州)】
りんご 日本なし 西洋なし マルメロ びわ	0.7 0.7 0.7 0.7 0.7	0.7 0.7 0.7 0.7 0.7		0.7 0.7 0.7 0.7 0.7		
もも※2 ネクタリン あんず(アプリコットを含む。) すもも(ブルーンを含む。)	1 3 3 5		IT	3 3 3 5		

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国外 基準値 ppm	
うめ	3	3		3		
おうとう(チェリーを含む。)	3	3		3		
いちご	10	10	○			0.95-3.40(\$)
ブルーベリー	3		IT	1.5	3	【0.15-0.69(n=11)(カナダ)】
クランベリー	3		IT	0.2	3	【<0.02-0.121(n=6)(カナダ)】
ハックルベリー	3		IT		3	【カナダブルーベリー、クランベリー参照】
その他のベリー類果実	3		IT		3	【カナダブルーベリー、クランベリー参照】
ぶどう	2	2		2		
かき	3		IT		2.5	米国 【米国グアバ参照】
バナナ	4		IT		4.0	米国 【0.55-1.69(n=4)(米国)】
パパイヤ	3	3		0.4	2.5	米国 【0.049-0.164(#)(n=9)(米国)】
アボカド	0.6	0.6		0.4	0.60	米国 【0.030-0.295(#)(n=12)(米国)】
ペイナップル	0.3		IT		0.30	米国 【0.024-0.076(n=5)(米国)】
グアバ	3	3		2	2.5	米国 【0.277-0.907(#)(n=5)(米国)】
マンゴー	0.3	0.3		0.3		
パッションフルーツ	3	3			2.5	米国 【米国グアバ参照】
その他の果実	15	13		15		
綿実	1	1		0.4	1	豪州 【0.04-0.25(#)(n=8)(豪州)】
ぎんなん	0.5	0.5		0.5		
くり	0.5	0.5		0.5		
ペカン	0.5	0.5		0.5		
アーモンド	0.5	0.5		0.5		
くるみ	0.5	0.5		0.5		
その他のナッツ類	0.5	0.5		0.5		
コーヒー豆	0.2		IT		0.20	米国 【0.021-0.038(n=4)(米国)】
ホップ	15	15		15		
その他のスパイス※3	7		IT	0.5	1	豪州 【豪州オレンジ、マンダリン参照】
その他のハーブ	7	7	○	7		
牛の筋肉	0.02	0.02		0.05	0.02	米国 【推:0.02】
豚の筋肉	0.02	0.02		0.05		【牛の筋肉参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.02	0.02		0.05	0.02	米国 【牛の筋肉参照】
牛の脂肪	0.02	0.02			0.02	米国 【推:0.02】
豚の脂肪	0.02	0.02			0.02	米国 【牛の脂肪参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.02	0.02			0.02	米国 【牛の脂肪参照】
牛の肝臓	0.02	0.02		1		【推:0.02】
豚の肝臓	0.02	0.02		1	0.02	米国 【牛の肝臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.02	0.02		1		【牛の肝臓参照】
牛の腎臓	0.2	0.02		1		【推:0.11】
豚の腎臓	0.02	0.02		1	0.02	米国
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.2	0.02		1		【牛の腎臓参照】
牛の食用部分	0.2	0.02		1	0.20	米国 【牛の腎臓参照】
豚の食用部分	0.02	0.02		1	0.02	米国
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.2	0.02		1	0.20	米国 【牛の腎臓参照】

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
ポテトフレーク※4		1.6				
とうがらし(乾燥させたもの)※4		15		15		
すもも(乾燥させたもの)		5				
干しぶどう※4		4		4		

太枠:国際基準の参照などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

IT:海外で設定されている基準値を参照するよう申請されたもの

(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績

(\$):ばらつきの理由を考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

推:推定される残留量であることを示す

※1 みかんにおいては、豪州のみかんの基準値1に果肉への加工係数0.36(可食部係数。果実全体の残留量に対する果肉の残留量の比)を乗じた値0.36を参照して基準値案とした。

※2 ももにおいては、ももの国際基準3に加工係数0.37(可食部係数。果実全体の残留量に対する果肉の残留量の比)を乗じた値1.11を参照して基準値案とした。

※3 その他のスパイスにおいては、豪州のみかんの基準値1に果皮への加工係数7.2(可食部係数。果実全体の残留量に対する果皮の残留量の比)を乗じた値7.2を参照して基準値案とした。

※4 加工食品であるポテトフレーク、とうがらし(乾燥させたもの)及び干しぶどうについては、国際基準が設定されているものの、加工係数を用いて原材料中の濃度に換算した値が当該原材料の基準値案を超えないことから、基準値を設定しないこととする(加工係数:JMPRにおいて、3.5(ポテトフレーク)、7(とうがらし(乾燥させたもの))及び2.6(干しぶどう)と評価されている)。

## スピロテトラマト

食品名	ppm	残留基準値
とうもろこし	2	
大豆	5	
小豆類 <sup>注1)</sup>	3	
えんどう	3	
そら豆	3	
その他の豆類 <sup>注2)</sup>	3	
ばれいしょ	1	
さといも類(やつがしらを含む。)	0.6	
かんしょ	0.6	
やまいも(長いもをいう。)	0.6	
その他のいも類 <sup>注3)</sup>	0.6	
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	7	
かぶ類の葉	7	
クレソン	7	
はくさい	7	
キャベツ	7	
芽キャベツ	1	
ケール	7	
こまつな	7	
きょうな	7	
チングンサイ	7	
カリフラワー	7	
ブロッコリー	7	
その他のあぶらな科野菜 <sup>注4)</sup>	7	
アーティチョーク	1	
チコリ	7	
エンダイブ	7	
しゅんぎく	7	
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	7	
その他のきく科野菜 <sup>注5)</sup>	7	
たまねぎ	0.8	
ねぎ(リーキを含む。)	0.8	
にんにく	0.8	
にら	0.8	
アスパラガス	1	
その他のゆり科野菜 <sup>注6)</sup>	0.8	
パセリ	5	
セロリ	5	
その他のせり科野菜 <sup>注7)</sup>	5	
トマト	3	
ピーマン	10	
なす	2	
その他のなす科野菜 <sup>注8)</sup>	10	
きゅうり(ガーキンを含む。)	2	
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	2	
しろうり	0.2	
すいか	0.1	

\*今回基準値を設定するスピロテトラマトとは、スピロテトラマト及び代謝物M1【シス-3-(2,5-ジメチルフェニル)-4-ヒドロキシ-8-メキシ-1-アザスピロ[4,5]デカ-3-エン-2-オノ】をスピロテトラマト含量に換算したものの和をいう。

注1)いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。

注2)「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。

注3)「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも及びこんにゃくいも以外のものをいう。

注4)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チングンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注5)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

注6)「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

注7)「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注8)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

食品名	ppm	残留基準値
メロン類果実 まくわうり その他のうり科野菜 <sup>注9)</sup>	0.1 0.03 7	注9)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろとうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
ほうれんそう オクラ しょうが 未成熟えんどう 未成熟いんげん えだまめ	7 1 0.6 3 3 3	
その他の野菜 <sup>注10)</sup>	7	注10)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
みかん なつみかんの果実全体 レモン オレンジ(ネーブルオレンジを含む。) グレープフルーツ ライム その他のかんきつ類果実 <sup>注11)</sup>	0.4 1 1 1 1 1 1	注11)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
りんご 日本なし 西洋なし マルメロ びわ	0.7 0.7 0.7 0.7 0.7	
もも ネクタリン あんず(アプリコットを含む。) すもも(ブルーンを含む。) うめ おうとう(チェリーを含む。)	1 3 3 5 3 3	
いちご ブルーベリー クランベリー ハックルベリー その他のベリー類果実 <sup>注12)</sup>	10 3 3 3 3	注12)「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
ぶどう かき	2 3	
バナナ パパイヤ アボカド パイナップル グアバ マンゴー <sup>13)</sup> パッションフルーツ	4 3 0.6 0.3 3 0.3 3	
その他の果実 <sup>注13)</sup>	15	注13)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
綿実 ぎんなん ぐり ペカン アーモンド くるみ	1 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5	

食品名	残留基準値 ppm
その他のナッツ類 <sup>注14)</sup>	0.5
コーヒー豆	0.2
ホップ	15
その他のスパイス <sup>注15)</sup>	7
その他のハーブ <sup>注16)</sup>	7
牛の筋肉	0.02
豚の筋肉	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物 <sup>注17)</sup> の筋肉	0.02
牛の脂肪	0.02
豚の脂肪	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.02
牛の肝臓	0.02
豚の肝臓	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.02
牛の腎臓	0.2
豚の腎臓	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.2
牛の食用部分 <sup>注18)</sup>	0.2
豚の食用部分	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.2

注14)「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

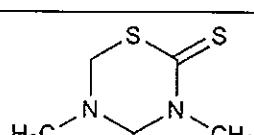
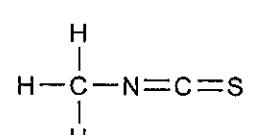
注15)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、バブリカ、しようが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注16)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

注17)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注18)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

ダゾメット、メタム及びメチルイソチアネート (Dazomet, Metam, Methyl isothiocyanate)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受け、残留基準を設定する。あわせてポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行う。
構造式	 <p style="text-align: center;">ダゾメット</p> $\begin{array}{c} \text{H} & \text{S} \\   &    \\ \text{H}_3\text{C}-\text{N}-\text{C}-\text{S}\cdot\text{NH}_4^+ & \text{H}_3\text{C}-\text{N}-\text{C}-\text{S}\cdot\text{Na}^+ & \text{H}_3\text{C}-\text{N}-\text{C}-\text{S}\cdot\text{K}^+ \\ \text{メタムアンモニウム} & \text{メタムナトリウム} & \text{メタムカリウム} \end{array}$  <p style="text-align: center;">メチルイソチオシアネート (メタムにはメタムアンモニウム、メタムナトリウム及びメタムカリウムが含まれる。)</p>
用途	農薬／土壤くん蒸剤
作用機構	メチルイソチオシアネートは土壤くん蒸剤であり、土壤中で気化・拡散して殺菌、殺虫及び殺雑草種子効果を示すと考えられている。 ダゾメットはチアジアジン骨格をもつ土壤くん蒸剤であり、メタムはジチオカルバメート系の土壤くん蒸剤である。両剤とも土壤中で速やかに分解し、主にメチルイソチオシアネートとなり、このガスが土壤中に拡散して殺菌、殺虫及び殺雑草種子効果を示すと考えられている。
適用作物／適用雑草	キャベツ／苗立枯病 等
我が国の登録状況	キャベツ、はくさい等に農薬登録されている。
諸外国の状況	JMPRにおける毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、EUにおいて果菜類、葉菜類等に基準値が設定されている。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	食品安全委員会は、総合的な評価において、ダゾメット及びメタムは農薬として散布された後、土壤中でメチルイソチオシアネートに分解され活性成分となること、植物体内では概ねメチルイソチオシアネートとして残留すると考えられることから、メチルイソチオシアネートを総合的な評価対象物質としており、ダゾメット、メタム及びメチルイソチオシアネートのグループ ADI 及びグループ ARfD は、メチルイソチオシアネートの ADI 及び ARfD を用いて、それぞれ 0.004 mg/kg 体重/day 及び 0.1 mg/kg 体重と設定した。
	<p style="text-align: center;"><u>ADI : 0.004 mg/kg 体重/day</u></p> <p style="text-align: center;">[設定根拠①] 90 日 亜急性毒性試験慢性毒性試験(イヌ・強制経口)</p>

	<p>[設定根拠②] 1年間 慢性毒性試験（イヌ・強制経口）          無毒性量 0.4 mg/kg 体重/day          安全係数 100</p> <p><u>ARfD : 0.1 mg/kg 体重</u></p> <p>[設定根拠] 一般薬理試験（雄マウス及びウサギ・強制経口）          無毒性量 10 mg/kg 体重/day          安全係数 100</p>										
基準値案	<p>別紙1のとおり。          残留の規制対象物質：メチルイソチオシアネート、ダゾメットをメチルイソチオシアネートに換算したもの及びメタムをメチルイソチオシアネートに換算したものの和とする。</p>										
暴露評価	<p>①長期暴露評価          TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般（1歳以上）</td> <td>22.2</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>42.6</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>21.6</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>25.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI：理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p> <p>②短期暴露評価          各食品の短期推定摂取量 (ESTI) を推定したところ、一般（1歳以上）及び幼少児（1～6歳）のそれぞれにおける摂取量は急性参照用量 (ARfD) を超えていない<sup>注)</sup>。          注）基準値案を用い、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成22年度の厚生労働科学研究の結果に基づき ESTI を算出した。</p>		TMDI/ADI (%)	一般（1歳以上）	22.2	幼小児（1～6歳）	42.6	妊婦	21.6	高齢者（65歳以上）	25.3
	TMDI/ADI (%)										
一般（1歳以上）	22.2										
幼小児（1～6歳）	42.6										
妊婦	21.6										
高齢者（65歳以上）	25.3										
意見聴取の状況	平成28年12月7日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及びWTO通報を実施予定										
答申案	別紙2のとおり。										

## 農薬名 ダゾメット、メタム及びメチルインチオシアネート

(別紙1)

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
小麦		0.1				
大麦		0.1				
ばれいしょ	0.2	0.5	○			
さといも類(やつがしらを含む。)	0.02	0.5	○			
かんしょ	0.02	0.5	○			
やまいも(長いもをいう。)	0.3	0.5	○			
こんにゃくいも	0.05	0.5	○			
その他のいも類		0.5				
てんさい	0.02	0.1	○			D:<0.005,<0.005(#)
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.05	0.5	○			
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	2	0.5	○・申			
かぶ類の根	0.02	0.5	○			
かぶ類の葉	0.02	0.5	○			
西洋わさび		0.5				
クレソン		0.5				
はくさい	0.02	0.5	○			
キャベツ	0.02	0.5	○			
芽キャベツ		0.5				
ケール		0.5				
こまつな	0.02	0.5	○			
きょうな	0.3	0.5	○			
チングンサイ	0.1	0.5	○			
カリフラワー	0.01	0.5	○			
ブロッコリー	0.03	0.5	○			
その他のあぶらな科野菜	0.2	0.5	○			
ごぼう	0.05	0.5	○			
サルシフィー		0.5				
アーティチョーク		0.5				
チコリ		0.5				
エンダイブ		0.5				
しゅんぎく	0.05	0.5	○			
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	0.05	0.5	○			
その他のきく科野菜	0.1	0.5	○			
たまねぎ	0.1	0.5	○			
ねぎ(リーキを含む。)	0.1	0.5	○			
にんにく	0.2	0.5	○			
にら	0.03	0.5	○			
アスパラガス		0.5				
わけぎ	0.1	0.5	○			
その他のゆり科野菜	0.1	0.5	○			
にんじん	0.1	0.5	○			
バースニップ		0.5				
バセリ	0.03	0.5	○			
セロリ	0.01	0.5	○			
みつば	0.1	0.5	○			
その他のせり科野菜	0.2	0.5	○			
トマト	0.5	0.5	○			D:<0.02,0.111(\$)

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
ピーマン	0.1	0.5	○			D:<0.02,<0.02
なす	0.05	0.5	○			MITC:<0.005,0.012
その他のなす科野菜	0.02	0.5	○			D:<0.004,<0.004(しとう)
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.05	0.5	○			D:<0.002-0.036(n=22)
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.1	0.5	○			D:0.018,0.022
しろうり		0.5				
すいか	0.05	0.1	○			MITC:<0.005,0.009(\$)
メロン類果実	0.02	0.1	○			Na:<0.005,<0.005
まくわうり		0.1				MITC:<0.005,<0.005
その他のうり科野菜	0.1	0.5	○			D:<0.01,0.02(にがうり)
ほうれんそう	0.2	0.5	○			Na:0.004-0.044(\$)(n=4)
たけのこ		0.5				
オクラ		0.5				
しようが	0.1	0.5	○			D:<0.02,<0.02
未成熟えんどう	0.1	0.5	○			D:0.006,0.018(\$)(さやえんどう)
未成熟いんげん	0.02	0.5	○			D:<0.004,<0.004
えだまめ	0.05	0.5	○			D:<0.009,<0.009
マッシュルーム		0.5				
しいたけ		0.5				
その他のきのこ類		0.5				
その他の野菜	0.1	0.5	○			(えだまめ,さやいんげん,さやえんどう参照)
みかん		0.1				
なつみかんの果実全体		0.1				
レモン		0.1				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)		0.1				
グレープフルーツ		0.1				
ライム		0.1				
その他のかんきつ類果実		0.1				
りんご		0.1				
日本なし		0.1				
西洋なし		0.1				
マルメロ		0.1				
びわ		0.1				
もも		0.1				
ネクタリン		0.1				
あんず(アプリコットを含む。)		0.1				
すもも(ブルーンを含む。)		0.1				
うめ		0.1				
おうとう(チェリーを含む。)		0.1				
いちご	0.02	0.1	○			NH4:<0.003,<0.003 Na:<0.003,<0.003 MITC:<0.005,<0.005
ラズベリー		0.1				
ブラックベリー		0.1				
ブルーベリー		0.1				
クランベリー		0.1				
ハックルベリー		0.1				
その他のベリー類果実		0.1				
ぶどう		0.1				
かき		0.1				
バナナ		0.1				
キウイ		0.1				
パパイヤ		0.1				
アボカド		0.1				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
パイナップル		0.1				
グアバ		0.1				
マンゴー		0.1				
パッションフルーツ		0.1				
なつめやし		0.1				
その他の果実		0.1				
ひまわりの種子		0.1				
ごまの種子		0.1				
べにばなの種子		0.1				
綿実		0.1				
なたね		0.1				
その他のオイルシード		0.1				
ぎんなん		0.1				
くり		0.1				
ペカン		0.1				
アーモンド		0.1				
くるみ		0.1				
その他のナッツ類		0.1				
茶		0.1				
その他のスパイス		0.5				
その他のハーブ	0.1	0.5	○			(MITC:葉ねぎ,根深ねぎ参照)

網掛け:ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参考し暫定的に設定した基準値(暫定基準)

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績

(\$):ばらつきの理由を考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

表中の基準値現行については、メチルイソチオシアネート、ダゾメット及びメタムの総和をメチルイソチオシアネートに換算した値で示している。

作物残留試験成績等については、ダゾメット(D)、メタムアンモニウム(NH4)、メタムナトリウム(Na)及びメチルイソチオシアネート(MITC)の内、最大残留量が認められた剤の試験成績をMITCに換算した値で表している。

## ダゾメット、メタム及びメチルインチオシアネート

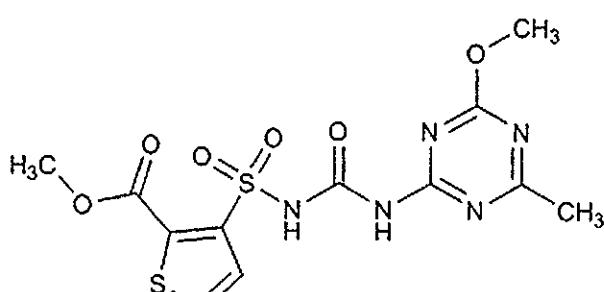
食品名	残留基準値 ppm	
ばれいしょ さといも類(やつがしらを含む。)	0.2 0.02	※今回基準値を設定するダゾメット、メタム及びメチルインチオシアネートとは、メチルインチオシアネート、ダゾメットをメチルインチオシアネートに換算したもの及びメタムをメチルインチオシアネートに換算したものの和をいう。
かんしょ やまいも(長いもをいう。)	0.02 0.3	
こんにゃくいも	0.05	
てんさい	0.02	ただし、メタムにはメタムアンモニウム、メタムナトリウム及びメタムカリウムが含まれるものとする。
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根 だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	0.05 2	
かぶ類の根 かぶ類の葉	0.02 0.02	
はくさい	0.02	
キャベツ	0.02	
こまつな	0.02	
きょうな	0.3	
チングンサイ	0.1	
カリフラワー	0.01	注1)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、
ブロッコリー	0.03	かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、
その他のあぶらな科野菜 <sup>注1)</sup>	0.2	はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チングンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
ごぼう しゅんぎく レタス(サラダ菜及びちしやを含む。) その他のきく科野菜 <sup>注2)</sup>	0.05 0.05 0.05 0.1	注2)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。
たまねぎ ねぎ(リーキを含む。) にんにく にら わけぎ その他のゆり科野菜 <sup>注3)</sup>	0.1 0.1 0.2 0.03 0.1 0.1	注3)「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
にんじん パセリ セロリ みつば その他のせり科野菜 <sup>注4)</sup>	0.1 0.03 0.01 0.1 0.2	注4)「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、ペースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スペイス及びハーブ以外のものをいう。
トマト ピーマン なす その他のなす科野菜 <sup>注5)</sup>	0.5 0.1 0.05 0.02	注5)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
きゅうり(ガーキンを含む。) かぼちゃ(スカッシュを含む。) すいか メロン類果実 その他のうり科野菜 <sup>注6)</sup>	0.05 0.1 0.05 0.02 0.1	注6)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
ほうれんそう	0.2	

食品名	残留基準値 ppm
しょうが	0.1
未成熟えんどう	0.1
未成熟いんげん	0.02
えだまめ	0.05
その他の野菜 <sup>注7)</sup>	0.1
いちご	0.02
その他のハーブ <sup>注8)</sup>	0.1

注7)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スペイス及びハーブ以外のものをいう。

注8)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

チフェンスルフロンメチル (Thifensulfuron methyl)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	インポートトレランス(IT)制度に基づく基準値設定の要請を受け、残留基準を設定する。あわせてポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行う。										
構造式											
用途	農薬／除草剤										
作用機構	スルホニルウレア系の除草剤である。植物の細胞分裂に必要な分岐鎖アミノ酸の生合成に関するアセトラクテート合成酵素(ALS)の働きを阻害することにより殺草効果を示すと考えられている。										
適用作物／適用雑草	小麦／一年生広葉雑草 等										
我が国の登録状況	小麦、大麦等に農薬登録されている。										
諸外国の状況	JMPRにおける毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国において米、大豆等に、カナダにおいて大豆、トマト等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<u>ADI : 0.0096 mg/kg 体重/day</u> [設定根拠] 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験 (ラット・混餌) 無毒性量 0.96 mg/kg 体重/day 安全係数 100  <u>ARfD : 2 mg/kg 体重</u> [設定根拠①] 発生毒性試験 (ラット・強制経口) 無毒性量 200 mg/kg 体重/day 安全係数 100 [設定根拠②] 発生毒性試験 (ウサギ・強制経口) 無毒性量 200 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：チフェンスルフロンメチルとする。										
暴露評価	①長期暴露評価 TMDI/ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: right;">TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般 (1歳以上)</td> <td style="text-align: right;">1.8</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td style="text-align: right;">3.9</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td style="text-align: right;">1.7</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td style="text-align: right;">1.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI : 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI (%)	一般 (1歳以上)	1.8	幼小児 (1~6歳)	3.9	妊婦	1.7	高齢者 (65歳以上)	1.9
	TMDI/ADI (%)										
一般 (1歳以上)	1.8										
幼小児 (1~6歳)	3.9										
妊婦	1.7										
高齢者 (65歳以上)	1.9										

	<p><b>②短期暴露評価</b>            各食品の短期推定摂取量 (ESTI) を算出したところ、一般 (1歳以上) 及び幼小児 (1~6歳) のそれにおける摂取量は急性参考用量 (ARfD) を超えていない<sup>注)</sup>。            注) 基準値案を用い、平成 17~19 年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成 22 年度の厚生労働科学研究の結果に基づき ESTI を算出した。</p>
意見聴取の状況	平成 28 年 9 月 23 日に在京大使館への説明を実施 平成 28 年 12 月 5 日~1 月 3 日にパブリックコメントを実施 今後、WTO 通報を実施予定
答申案	別紙 2 のとおり。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
小麦	0.05	0.01	○	0.05	米国	【<0.01-<0.02(#)(n=64)(米国)】
大麦	0.05	0.01	○	0.05	米国	【<0.02-<0.05(#)(n=37)(米国)】
ライ麦		0.01				
とうもろこし	0.05	0.01	IT	0.05	米国	【<0.02(#)(n=38)(米国)】
そば		0.01				
その他の穀類	0.05	0.01	IT	0.05	米国	【米国小麦参照】
大豆	0.1	0.01	IT	0.10	米国	【<0.05(#)(n=37)(米国)】
小豆類		0.01				
えんどう		0.01				
そら豆		0.01				
らっかせい		0.01				
その他の豆類		0.01				
てんさい		0.05				
トマト	0.07		IT	0.07	カナダ	【<0.01(#)(n=15)(カナダ)】
べにばなの種子	0.05		IT	0.05	米国	【<0.05(n=3)(米国)】
綿実	0.02	0.02	IT	0.02	米国	【<0.02(#)(n=19)(米国)】
なたね	0.02	0.02	IT	0.02	米国	【<0.02(n=15)(米国)】
その他のオイルシード	0.02	0.02	IT	0.02	米国	【<0.02(#)(n=11)(亜麻)(米国)】
その他のスパイス		0.01				

網掛け:ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参考し暫定的に設定した基準値(暫定基準)

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

IT:海外で設定されている基準値を参照するよう申請されたもの

(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績

## チフェンスルフロンメチル

食品名	残留基準値 ppm
小麦	0.05
大麦	0.05
とうもろこし	0.05
その他の穀類 <sup>注1)</sup>	0.05
大豆	0.1
トマト	0.07
べにばなの種子	0.05
綿実	0.02
なたね	0.02
その他のオイルシード <sup>注2)</sup>	0.02

注1)「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

注2)「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスペイス以外のものをいう。

チフルザミド (Thifluzamide)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受け、残留基準を設定する。										
構造式											
用途	農薬／殺菌剤										
作用機構	酸アミド系の殺菌剤である。ミトコンドリア内膜のコハク酸脱水素酵素を阻害することにより殺菌効果を示すと考えられている。										
適用作物／適用病害	稲／紋枯病 等										
我が国の登録状況	稲に農薬登録されている。										
諸外国の状況	JMPRにおける毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、いずれの国及び地域においても基準値が設定されていない。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<u>ADI : 0.014 mg/kg 体重/day</u> [設定根拠] 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験（ラット・混餌） 無毒性量 1.40 mg/kg 体重/day 安全係数 100 <u>ARfD : 0.25 mg/kg 体重</u> [設定根拠①] 発生毒性試験（ラット・強制経口） 無毒性量 25 mg/kg 体重 安全係数 100 [設定根拠②] 発生毒性試験（ウサギ・強制経口） 無毒性量 25 mg/kg 体重 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：チフルザミドとする。										
暴露評価	<p>①長期暴露評価  TMDI/ADI比は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般（1歳以上）</td> <td>35.6</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>58.3</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>21.1</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>39.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI : 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p> <p>②短期暴露評価  各食品の短期推定摂取量 (ESTI) を算出したところ、一般（1歳以上）及び幼小児（1～6歳）のそれぞれにおける摂取量は急性参考用量 (ARfD) を超えていない注)。</p> <p>注) 基準値案を用い、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成22年度の厚生労働科学研究の結果に基づき ESTI を算出した。</p>		TMDI/ADI (%)	一般（1歳以上）	35.6	幼小児（1～6歳）	58.3	妊婦	21.1	高齢者（65歳以上）	39.8
	TMDI/ADI (%)										
一般（1歳以上）	35.6										
幼小児（1～6歳）	58.3										
妊婦	21.1										
高齢者（65歳以上）	39.8										

意見聴取の状況	平成 28 年 9 月 23 日に在京大使館への説明を実施 平成 28 年 12 月 5 日～1 月 3 日にパブリックコメントを実施 今後、WTO 通報を実施する予定
答申案	別紙 2 のとおり。

農業名

チフルザミド

(別紙1)

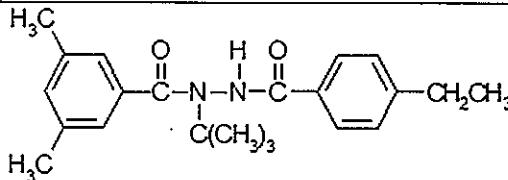
食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	1	0.5	○・申			0.48, 0.48
ばれいしょ	0.05		申			<0.01, <0.01
てんさい	0.05		申			<0.01, <0.01
その他の野菜	1	1			1 韓国	【0.20, 0.48(#) (高麗人參)(韓國)】
魚介類	1	2				推:0.889

## チフルザミド

食品名	残留基準値 ppm
米(玄米をいう。)	1
ばれいしょ	0.05
てんさい	0.05
その他の野菜 <sup>注)</sup>	1
魚介類	1

注)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しようが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

テブフェノジド (Tebufenozide)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受け、残留基準を設定する。										
構造式											
用途	農薬／殺虫剤										
作用機構	ベンゾイルヒドラジン系殺虫剤である。昆虫の脱皮ホルモン様作用を示し、幼虫における異常脱皮を促すことにより作用すると考えられている。										
適用作物／適用病害虫	稻／コブノメイガ 等										
我が国の登録状況	稻、そば等に農薬登録されている。										
諸外国の状況	1996年にJMPRにおける毒性評価が行われ、ADIが設定されている。国際基準はブロッコリー、クランベリー等に設定されている。米国、EU、カナダ、豪州、ニュージーランドについて調査した結果、米国においてナツツ類、かぶ等に、EUにおいて仁果類、核果類等に、カナダにおいてスグリ、コケモモ等に、豪州においてぶどう、キウイフルーツ等に、ニュージーランドにおいて仁果類、核果類等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>ADI : 0.016 mg/kg 体重/day      [設定根拠] 2世代 繁殖試験 (ラット・混餌)      無毒性量 1.6 mg/kg 体重/day      安全係数 100  <u>ARfD : 設定の必要なし</u>      テブフェノジドの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響は認められなかったため、急性参考用量 (ARfD) は設定する必要がないと判断した。</p>										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：テブフェノジドとする。										
暴露評価	<p>EDI/ADI比は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般 (1歳以上)</td> <td>42.2</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>56.5</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>33.8</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>52.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>EDI : 推定一日摂取量 (Estimated Daily Intake)</p>		EDI/ADI (%)	一般 (1歳以上)	42.2	幼小児 (1~6歳)	56.5	妊婦	33.8	高齢者 (65歳以上)	52.0
	EDI/ADI (%)										
一般 (1歳以上)	42.2										
幼小児 (1~6歳)	56.5										
妊婦	33.8										
高齢者 (65歳以上)	52.0										
意見聴取の状況	平成28年10月24日に在京大使館への説明を実施 平成28年12月5日～1月3日にパブリックコメントを実施 (WTO通報は対象外)										
答申案	別紙2のとおり。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.3	0.3	○			0.010-0.076(\$)(n=4)
そば	5	5	○			0.62, 2.60
大豆	0.3	0.3	○			0.03, 0.06(\$)
さといも類(やつがしらを含む。)	0.2	0.015	申			<0.01, 0.03(\$)
かんしょ	0.05	0.05	○			<0.01, <0.01
やまいも(長いもをいう。)	0.02	0.015		0.015	米国	【<0.010-0.010(n=8) (かんしょ)(米国)】
その他のいも類	0.02	0.015		0.015	米国	【米国かんしょ参照】
てんさい	0.05	0.05	○			<0.01, 0.01
さとうきび	1	1		1		
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	10	10		10		
かぶ類の根	0.3	0.3		0.3	米国	【0.02-0.22(n=6)(#)(かぶ根部) (米国)】
かぶ類の葉	10	10		10		
クレソン	10	10		10		
はくさい	10	10	○	10		
キャベツ	5	5	○	5		
芽キャベツ	5	5.0		5.0	米国	【<0.01-4.62(n=14)(キャベツ・ 外葉あり), <0.01-0.33(n=11)(ブ ロッコリー)(米国)】
ケール	10	10		10		
こまつな	10	10		10		
きょうな	10	10		10		
チンゲンサイ	10	10		10		
カリフラワー	0.5	0.5				
ブロッコリー	0.5	0.5		0.5		
その他のあぶらな科野菜	10	10		10		
チコリ	10	10		10		
エンダイブ	10	10		10		
しゅんぎく	10	10		10		
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	10	10	○	10		
その他のきく科野菜	10	10		10		
ねぎ(リーキを含む。)	2		申			0.18, 0.84
にんじん	0.3		申			0.06(\$), <0.01
パセリ	10	10		10.0	米国	【1.0-8.1(n=9)(ほうれんそう)及 び0.09-6.6(n=9)(結球レタス・ 外葉あり)(米国)参照】
セロリ	2	2.0		2.0	米国	【0.10-1.32(n=9)(米国)】
その他のせり科野菜	10	10		10.0	米国	【米国レタス, ほうれんそう参 照】
トマト	1	1		1	米国	【0.031-0.53(n=10)(トマト), 0.17, 0.52(チェリートマト)(米国)】
ピーマン	1	1		1		
なす	1	1.0		1.0	米国	【米国トマト参照】
その他のなす科野菜	10	10		10		
その他のうり科野菜	10	10		10		
ほうれんそう	10	10		10		
しょうが	0.05	0.015	申			<0.01, 0.01
その他の野菜	10	10	○	10		

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
なつみかんの果実全体	2	2		2		
レモン	2	2		2		
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	2	2		2		
グレープフルーツ	2	2		2		
ライム	2	2		2		
その他のかんきつ類果実	2	2		2		
りんご	2	1	○・申	1		0.36, 0.69
日本なし	1	1	○	1		0.35, 0.26
西洋なし	1	1	○	1		(日本なし参照)
マルメロ	1	1		1		
びわ	1	1		1		
もも	0.05	0.05	○			<0.01(#), 0.01(#)(果肉)
ネクタリン	0.5	0.5	○	0.5		0.07, 0.18
あんず(アブリコットを含む。)	5		申			(うめ参照)
すもも(ブルーンを含む。)	0.7		申			0.06, 0.24(\$)
うめ	5		申			0.62, 1.52(\$)
おうとう(チェリーを含む。)	1	1	○			0.17, 0.40(\$)
いちご	1	1	○			0.46, 0.31
ラズベリー	2	2				
ブラックベリー	3	3.0				
ブルーベリー	3	3		3		
クランベリー	0.5	0.5		0.5		
ハックルベリー	3	3		3		
その他のベリー類果実	3	3.0		3.0	米国	【米国ラズベリー、ブルーベリー参照】
ぶどう	2	2		2		
キウイ(果皮を含む。)※1	0.5	0.5		0.5		
アボカド	1	1		1		
マンゴー	0.7	0.7	○			0.16, 0.25
その他の果実	1	1.0		1.0	米国	【米国トマト参照】
綿実	2	1.5		1.5	.米国	【0.0212-1.285(n=15) (綿実)(米国)】
なたね	2	2		2		
くり	0.1	0.1		0.1	米国	【<0.010-0.045(n=10)(アーモンド), <0.01(n=12)(ペカン)(米国)】
ペカン	0.01	0.01		0.01		
アーモンド	0.05	0.05		0.05		
くるみ	0.1	0.1		0.05	米国	【米国アーモンド, ペカン参照】
その他のナッツ類	0.1	0.1		0.1	米国	【米国アーモンド, ペカン参照】
茶	25	25	○			12.39, 15.5(\$)(荒茶)
その他のスパイス	2	2.0		2.0	米国	【米国セロリ参照】
その他のバーブ	20	20		20		
牛の筋肉	0.05	0.05		0.05		推:0.017 (牛の筋肉参照)
豚の筋肉	0.05	0.05		0.05		(牛の筋肉参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.05	0.05		0.05		
牛の脂肪	0.2	0.2		0.05		推:0.084 (牛の脂肪参照)
豚の脂肪	0.2	0.2		0.05		(牛の脂肪参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.2	0.2		0.05		
牛の肝臓	0.05	0.05		0.02		推:0.033 (牛の肝臓参照)
豚の肝臓	0.05	0.05		0.02		(牛の肝臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.05	0.05		0.02		

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
牛の腎臓	0.02	0.02		0.02		推:0.0067
豚の腎臓	0.02	0.02		0.02		(牛の腎臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.02	0.02		0.02		(牛の腎臓参照)
牛の食用部分	0.05	0.05		0.02		(牛の肝臓参照)
豚の食用部分	0.05	0.05		0.02		(牛の肝臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.05	0.05		0.02		(牛の肝臓参照)
乳	0.02	0.02		0.05		推:0.0072
鶏の筋肉	0.02	0.02		0.02		
その他の家きんの筋肉	0.02	0.02		0.02		
鶏の脂肪	0.02	0.02		0.02		
その他の家きんの脂肪	0.02	0.02		0.02		
鶏の卵	0.02	0.02		0.02		
その他の家きんの卵	0.02	0.02		0.02		
魚介類	0.3	0.3				推:0.231
とうがらし(乾燥させたもの)※2 干しふどう※2			10 2	10 2		

太枠:国際基準の参考などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績

(§):ばらつきの理由を考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

推:推定される残留量であることを示す

※1 キウイの基準値については、果皮を含む全果実に適用するものとする。

※2 加工食品であるとうがらし(乾燥させたもの)及び干しふどうについては、国際基準が設定されているものの、加工係数を用いて原材料中の濃度に換算した値が当該原材料の基準値案を超えないことから、基準値案を設定しないこととする  
(加工係数: JMPRにおいて7(とうがらし(乾燥させたもの))及び2.6(干しふどう)と評価されている)。

## テブフェノジド

食品名	残留基準値 ppm
米(玄米をいう。)	0.3
そば	5
大豆	0.3
さといも類(やつがしらを含む。)	0.2
かんしょ	0.05
やまいも(長いもをいう。)	0.02
その他のいも類 <sup>注1)</sup>	0.02
てんさい	0.05
さとうきび	1
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	10
かぶ類の根	0.3
かぶ類の葉	10
クレソン	10
はくさい	10
キャベツ	5
芽キャベツ	5
ケール	10
こまつな	10
きょうな	10
チングンサイ	10
カリフラワー	0.5
ブロッコリー	0.5
その他のあぶらな科野菜 <sup>注2)</sup>	10
チコリ	10
エンダイブ	10
しゅんぎく	10
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	10
その他のきく科野菜 <sup>注3)</sup>	10
ねぎ(リーキを含む。)	2
にんじん	0.3
パセリ	10
セロリ	2
その他のせり科野菜 <sup>注4)</sup>	10
トマト	1
ピーマン	1
なす	1
その他のなす科野菜 <sup>注5)</sup>	10
その他のうり科野菜 <sup>注6)</sup>	10

注1)「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも及びこんにゃくいも以外のものをいう。

注2)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チングンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注3)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

注4)「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スペイス及びハーブ以外のものをいう。

注5)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注6)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

食品名	ppm	残留基準値
ほうれんそう	10	
しょうが	0.05	
その他の野菜 <sup>注7)</sup>	10	
なつみかんの果実全体	2	
レモン	2	
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	2	
グレープフルーツ	2	
ライム	2	
その他のかんきつ類果実 <sup>注8)</sup>	2	
りんご	2	
日本なし	1	
西洋なし	1	
マルメロ	1	
びわ	1	
もも	0.05	
ネクタリン	0.5	
あんず(アプリコットを含む。)	5	
すもも(ブルーンを含む。)	0.7	
うめ	5	
おうとう(チェリーを含む。)	1	
いちご	1	
ラズベリー	2	
ブラックベリー	3	
ブルーベリー	3	
クランベリー	0.5	
ハックルベリー	3	
その他のベリー類果実 <sup>注9)</sup>	3	
ぶどう	2	
キウイ(果皮を含む。)	0.5	
アボカド	1	
マンゴー	0.7	
その他の果実 <sup>注10)</sup>	1	
綿実	2	
なたね	2	
ぐり	0.1	
ペカン	0.01	
アーモンド	0.05	
くるみ	0.1	
その他のナッツ類 <sup>注11)</sup>	0.1	
茶	25	
その他のスパイス <sup>注12)</sup>	2	
その他のハーブ <sup>注13)</sup>	20	
牛の筋肉	0.05	
豚の筋肉	0.05	
その他の陸棲哺乳類に属する動物 <sup>注14)</sup> の筋肉	0.05	
牛の脂肪	0.2	
豚の脂肪	0.2	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.2	

注7)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注8)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注9)「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

注10)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注11)「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

注12)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注13)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

注14)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

食品名	残留基準値 ppm
牛の肝臓	0.05
豚の肝臓	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.05
牛の腎臓	0.02
豚の腎臓	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.02
牛の食用部分 <sup>注15)</sup>	0.05
豚の食用部分	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.05
乳	0.02
鶏の筋肉	0.02
その他の家きん <sup>注16)</sup> の筋肉	0.02
鶏の脂肪	0.02
その他の家きんの脂肪	0.02
鶏の卵	0.02
その他の家きんの卵	0.02
魚介類	0.3

注15)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注16)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

トリフルミゾール (Triflumizole)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受け、残留基準を設定する。
構造式	<p>Chemical structure of Triflumizole: 4-chlorophenyl-N-(2-methoxyethyl)-N-(trifluoromethyl)imidazole.</p>
用途	農薬／殺菌剤
作用機構	イミダゾール系殺菌剤である。糸状菌細胞膜の構成成分であるエルゴステロール（脂質）の生合成を阻害し、結果として糸状菌細胞の膜構造を破壊することによって病原菌の生育を阻止するものと考えられている。
適用作物／適用病害	りんご／斑点落葉病 等
我が国の登録状況	りんご、なし等に農薬登録されている。
諸外国の状況	2013年に JMPR における毒性評価が行われ、ADI 及び ARfD が設定されている。国際基準はおうとう、ぶどう等に設定されている。米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてキャベツ、りんご等に、カナダ、EU 及び豪州においてりんご、ぶどう等に基準値が設定されている。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p><u>ADI : 0.015 mg/kg 体重/day</u></p> <p>【設定根拠】 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験（雌ラット・混餌） 最小毒性量 4.6 mg/kg 体重/day 安全係数 300（最小毒性量を用いたことによる追加係数：3）</p> <p>2年間慢性毒性/発がん性併合試験の雌において無毒性量が得られておらず、最小毒性量は 4.6mg/kg 体重/日であった。この最小毒性量で観察された肝毒性の程度が軽度であるため、この最小毒性量を根拠に ADI を設定した場合の追加の安全係数には 3 が適当である。</p> <p><u>ARfD : 0.25 mg/kg 体重</u></p> <p>【設定根拠】 急性神経毒性試験（ラット・強制経口） 無毒性量 25 mg/kg 体重 安全係数 100</p>
基準値案	<p>別紙1のとおり。</p> <p>残留の規制対象物質：農産物にあってはトリフルミゾール及び代謝物 FM-6-1【(E)-4-クロロ-<math>\alpha</math>, <math>\alpha</math>, <math>\alpha</math>-トリフルオロ-<math>N</math>-(1-アミノ-2-プロポキシエチリデン)-<math>\omega</math>-トルイジン】とし、畜産物にあってはトリフルミゾール及び塩基性条件下で FA-1-1【4-クロロ-<math>\alpha</math>, <math>\alpha</math>, <math>\alpha</math>-トリフルオロ-<math>\omega</math>-トルイジン】に変換される代謝物とし、魚介類にあってはトリフルミゾールとする。</p> <p>FM-6-1: 4-chlorophenyl-N-(2-aminoethyl)-N-(trifluoromethyl)imidazole</p> <p>FA-1-1: 4-chlorophenyl-2-aminoimidazole</p>

暴露評価	<p>①長期暴露評価 EDI／ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>EDI／ADI (%)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般（1歳以上）</td><td>13.0</td></tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td><td>25.6</td></tr> <tr> <td>妊婦</td><td>10.4</td></tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td><td>14.7</td></tr> </tbody> </table> <p>EDI：推定一日摂取量（Estimated Daily Intake）</p> <p>②短期暴露評価 各食品の短期推定摂取量（ESTI）を算出したところ、一般（1歳以上）及び幼小児（1～6歳）のそれぞれにおける摂取量は急性参考用量（ARfD）を超えていない<sup>注)</sup>。</p> <p>注）基準値案を用い、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成22年度の厚生労働科学研究の結果に基づきESTIを算出した。</p>		EDI／ADI (%)	一般（1歳以上）	13.0	幼小児（1～6歳）	25.6	妊婦	10.4	高齢者（65歳以上）	14.7
	EDI／ADI (%)										
一般（1歳以上）	13.0										
幼小児（1～6歳）	25.6										
妊婦	10.4										
高齢者（65歳以上）	14.7										
<p>意見聴取の状況 平成28年10月24日に在京大使館への説明を実施 平成28年12月5日～1月3日にパブリックコメントを実施 (WTO通報は対象外)</p> <p>答申案 別紙2のとおり。</p>											

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.05	0.05	○			<0.03-<0.05(#)(n=12)
小麦	0.7	0.7	○			0.23(#), 0.29(#)
大麦	0.7	0.7	○			【小麦参照】
ライ麦	0.7	0.7	○			【小麦参照】
とうもろこし	0.5	0.5	○			<0.11(#), <0.11(#)
その他の穀類	0.7	0.7	○			【小麦参照】
こんにゃくいも	1	1	○			0.05(#), 0.34(#)(\\$)
ごぼう	0.3	0.3	○			<0.10, <0.10
その他のきく科野菜	0.5	0.5	○			0.11, 0.11(ふき)
たまねぎ	0.2	0.2	○			<0.05(#), <0.05(#)
ねぎ(リーキを含む。)	0.5	0.5	○			<0.11, <0.11(根深ねぎ)
にんにく	0.3	0.3	○			<0.09, <0.09
にら	3	3	○			0.26, 1.12(\\$)
アスパラガス	0.5	0.5	○			<0.11, <0.11
その他のゆり科野菜	2	2	○			0.22, 0.80(食用ゆり)
にんじん	0.5	0.5	○			0.11, 0.13
パセリ	1	1	○			0.16, 0.39(\\$)
セロリ	15		申			5.50, 7.30
トマト	2	2	○			0.14-0.789(\\$)(n=7)
ピーマン	3	3	○			0.113, 1.234(\\$)
なす	1	1	○			0.05, 0.32(\\$)
その他のなす科野菜	1	1	○			0.35, 0.40(しじょう)
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.7	0.7	○	0.5		0.10, 0.28(\\$)
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.5	0.5	○			0.12, 0.12(ズッキーニ)
しろうり	0.3	0.3	○			<0.10, <0.10(とうがん)
すいか	0.2	0.2	○			<0.05, <0.05
メロン類果実	0.3	0.3	○			<0.10, <0.10
その他のうり科野菜	1	1	○			0.15, 0.40(\\$)(にがうり)
オクラ	0.5	0.5	○			0.13, 0.15, 0.19
しょうが	0.5	0.5	○			<0.09, 0.17(葉しょうが)
未成熟えんどう	5	5	○			1.43, 2.24
りんご	0.7	0.7	○			0.18(#), 0.241(#)
日本なし	1	1	○			0.31(#), 0.32(#)
西洋なし	1	1	○			【日本なし参照】
マルメロ	2	2	○			0.22, 0.73(\\$)
もも	0.7	0.7	○			0.184, 0.294
すもも(ブルーンを含む。)	1	1	○			0.26, 0.40
うめ	1	1	○			0.11(#), 0.45(#)(\\$)
おうとう(チェリーを含む。)*	3	3	○	4		
いちご	1	1	○			0.14, 0.38(\\$)
ぶどう*	2	2	○	3		
かき	1	1	○			0.31(#), 0.42(#)
パパイヤ*	1	1		2		
ハイナップル	2	2				
マンゴー	0.7	0.7	○			<0.3, <0.3
その他の果実	0.7	0.7	○			0.27, 0.30(あけび)
茶	15	15	○			3.46, 9.72(製茶)
ホップ	8	8		30	50	米国 【1.4-3.5(n=4)(米国)】
その他のハーブ	0.5	0.5	○			<0.11, <0.11(しそ)
牛の筋肉	0.03	0.03		0.03		

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
豚の筋肉	0.03	0.03		0.03		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.03	0.03		0.03		
牛の脂肪	0.03	0.03				【推:0.017】 【牛の脂肪参照】 【牛の脂肪参照】
豚の脂肪	0.03	0.03				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.03	0.03				
牛の肝臓	0.1	0.1		0.1		
豚の肝臓	0.1	0.1		0.1		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.1	0.1		0.1		
牛の腎臓	0.1	0.1		0.1		
豚の腎臓	0.1	0.1		0.1		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.1	0.1		0.1		
牛の食用部分	0.1	0.1		0.1		
豚の食用部分	0.1	0.1		0.1		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.1	0.1		0.1		
乳	0.02	0.02		0.02		
魚介類	0.3	0.3				【推:0.235】

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績

(\\$):ばらつきの理由を考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

推:推定される残留量であることを示す

\*とうとう、ぶどう、パパイヤは国際基準を引用しているが、規制対象の差(国際基準の規制対象はFA-1-1として分析される残留物を親化合物換算したもの、国内の規制対象は親化合物とFM-6-1を親化合物換算したもの)を勘案するために、植物代謝試験データより各作物の換算係数を算出した。とうとう及びパパイヤについては係数0.66を、ぶどうについては係数0.72を国際基準に乗じて基準値を設定した。

パインアップルについては、検出実績があったことからポジティブリスト制度導入前に設定されていた本基準を据え置いている。

## トリフルミゾール

食品名	ppm	残留基準値
米(玄米をいう。)	0.05	
小麦	0.7	
大麦	0.7	
ライ麦	0.7	
とうもろこし	0.5	
その他の穀類 <sup>注1)</sup>	0.7	
こんにゃくいも	1	
ごぼう	0.3	
その他のきく科野菜 <sup>注2)</sup>	0.5	
たまねぎ	0.2	
ねぎ(リーキを含む。)	0.5	
にんにく	0.3	
にら	3	
アスパラガス	0.5	
その他のゆり科野菜 <sup>注3)</sup>	2	
にんじん	0.5	
パセリ	1	
セロリ	15	
トマト	2	
ピーマン	3	
なす	1	
その他のなす科野菜 <sup>注4)</sup>	1	
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.7	
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.5	
しろとうり	0.3	
すいか	0.2	
メロン類果実	0.3	
その他のうり科野菜 <sup>注5)</sup>	1	
オクラ	0.5	
しょうが	0.5	
未成熟えんどう	5	
りんご	0.7	
日本なし	1	
西洋なし	1	
マルメロ	2	
もも	0.7	
すもも(ブルーンを含む。)	1	
うめ	1	
おうとう(チェリーを含む。)	3	
いちご	1	
ぶどう	2	
かき	1	
パパイヤ	1	
パイナップル	2	
マンゴー	0.7	

\*今回基準値を設定するトリフルミゾールとは、農産物にあってはトリフルミゾール及び代謝物FM-6-1【(E)-4-クロロ- $\alpha$ ,  $\alpha$ ,  $\alpha$ -トリフルオロ-N-(1-アミノ-2-プロポキシエチリデン)-O-トルイジン】をトリフルミゾールに換算したものの和とし、畜産物にあってはトリフルミゾール及び塩基性条件下でFA-1-1【4-クロロ- $\alpha$ ,  $\alpha$ ,  $\alpha$ -トリフルオロ-O-トルイジン】に変換される代謝物をトリフルミゾールに換算したものの和とし、魚介類にあってはトリフルミゾールとする。

注1)「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

注2)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダives、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

注3)「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

注4)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注5)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろとうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

食品名	ppm 残留基準値
その他の果実 <sup>注6)</sup>	0.7
茶	15
ホップ	8
その他のハーブ <sup>注7)</sup>	0.5
牛の筋肉	0.03
豚の筋肉	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物 <sup>注8)</sup> の筋肉	0.03
牛の脂肪	0.03
豚の脂肪	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.03
牛の肝臓	0.1
豚の肝臓	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.1
牛の腎臓	0.1
豚の腎臓	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.1
牛の食用部分 <sup>注9)</sup>	0.1
豚の食用部分	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.1
乳	0.02
魚介類	0.3

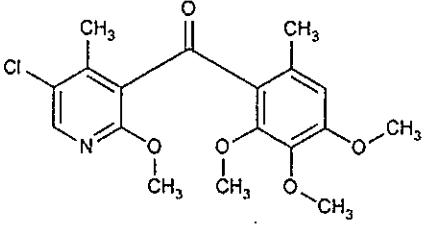
注6)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注7)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

注8)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注9)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

**ピリオフェノン (Pyriofenone)**

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受け、残留基準を設定する。										
構造式											
用途	農薬／殺菌剤										
作用機構	ベンゾイルピリジン系の殺菌剤である。病原菌の吸器、分生子の形成阻害及び二次付着器、菌糸の形態異常を低濃度で誘起することにより殺菌効果を示すものと考えられている。										
適用作物／適用病害	小麦／うどんこ病 等										
我が国の登録状況	小麦、きゅうり等に農薬登録されている。										
諸外国の状況	JMPRにおける毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてぶどうに、EUにおいて小麦、大麦等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>ADI : 0.091 mg/kg 体重/day  <u>【設定根拠】</u> 2年間 発がん性試験（ラット・混餌）      無毒性量 9.13 mg/kg 体重/day      安全係数 100</p> <p>マウスを用いた発がん性試験において、発生率は背景データの範囲内であったものの、雄で肝細胞腫瘍の発生頻度増加が認められた。遺伝毒性試験及びメカニズム試験の結果から、腫瘍の発生機序は遺伝毒性によるものとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。</p> <p><u>ARfD : 設定の必要なし</u></p> <p>ピリオフェノンの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響は認められなかつたため、急性参考用量 (ARfD) は設定する必要がないと判断した。</p>										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：ピリオフェノンとする。										
暴露評価	<p>TMDI／ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI／ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般 (1歳以上)</td> <td>3.4</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>9.1</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>3.9</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>3.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI : 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI／ADI (%)	一般 (1歳以上)	3.4	幼小児 (1~6歳)	9.1	妊婦	3.9	高齢者 (65歳以上)	3.7
	TMDI／ADI (%)										
一般 (1歳以上)	3.4										
幼小児 (1~6歳)	9.1										
妊婦	3.9										
高齢者 (65歳以上)	3.7										
意見聴取の状況	平成28年9月23日に在京大使館への説明を実施 平成28年12月5日～1月3日にパブリックコメントを実施 (WTO通報は対象外)										
答申案	別紙2のとおり。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
小麦	1	1	○			0.13,0.36(\$)
ピーマン	1		申			0.28,0.46
なす	1	1	○			0.20,0.38(\$)
きゅうり(ガーキンを含む。)	1		○			0.12,0.32(\$)
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.7		申			0.05,0.10,0.26(\$)
すいか	0.05		申			<0.01,<0.01
メロン類果実	0.2		申			0.02,0.02,0.03(\$)
りんご	1		申			0.26,0.38
日本なし	1		申			0.28,0.42
いちご	2	2	○			0.70,0.96
ぶどう	3		申			0.35,1.12,1.60(\$)

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(\$):ばらつきの理由を考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

答申(案)

(別紙2)

ピリオフェノン

食品名	ppm	残留基準値
小麦	1	
ピーマン	1	
なす	1	
きゅうり(ガーキンを含む。)	1	
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.7	
すいか	0.05	
メロン類果実	0.2	
りんご	1	
日本なし	1	
いちご	2	
ぶどう	3	

フルオピコリド (Fluopicolide)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受け、残留基準を設定する。										
構造式											
用途	農薬／殺菌剤										
作用機構	ベンズアミド骨格を有する殺菌剤である。作用機構は不明であるが、電子伝達系阻害、エネルギーの代謝障害（リン酸化の脱共役）、セルロース生合成阻害等とは異なると考えられている。										
適用作物／適用病害	ばれいしょ／疫病 等										
我が国の登録状況	ばれいしょ、たまねぎ等に農薬登録されている。										
諸外国の状況	2009年にJMPRにおける毒性評価が行われ、ADI及びARfDが設定されている。国際基準はたまねぎ、ぶどう等に設定されている。米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてぶどう、はくさい等に、カナダにおいてほうれんそう、トマト等に、EUにおいてかぼちゃ、ねぎ等に、ニュージーランドにおいてばれいしょに基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>ADI : 0.079 mg/kg 体重/day  [設定根拠] 18ヶ月 発がん性試験 (雄マウス・混餌)  無毒性量 7.9 mg/kg 体重/day  安全係数 100</p> <p>マウスの発がん性試験において、3,200 ppm 投与群で肝細胞腺腫の発生頻度が増加したが、肝薬物代謝酵素誘導試験結果及び遺伝毒性試験結果から、腫瘍の発生機序は遺伝毒性によるものとは考え難く、評価にあたり閾値を設定することは可能であると考えられた。</p> <p>ARfD : 1 mg/kg 体重  [設定根拠] 急性神経毒性試験 (ラット・強制経口)  無毒性量 100 mg/kg 体重  安全係数 100</p>										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：フルオピコリドとする。										
暴露評価	<p>①長期暴露評価  EDI/ADI比は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般 (1歳以上)</td> <td>18.2</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>25.1</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>16.2</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>21.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>EDI : 推定一日摂取量 (Estimated Daily Intake)</p> <p>②短期暴露評価  各食品の短期推定摂取量 (ESTI) を推定したところ、一般 (1歳以上) 及び幼少児 (1~6歳) のそれぞれにおける摂取量は急性参考用量 (ARfD) を超えていない<sup>注)</sup>。</p>		EDI/ADI (%)	一般 (1歳以上)	18.2	幼小児 (1~6歳)	25.1	妊婦	16.2	高齢者 (65歳以上)	21.3
	EDI/ADI (%)										
一般 (1歳以上)	18.2										
幼小児 (1~6歳)	25.1										
妊婦	16.2										
高齢者 (65歳以上)	21.3										

	注) 基準値案を用い、平成 17~19 年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成 22 年度の厚生労働科学研究の結果に基づき ESTI を算出した。
意見聴取の状況	平成 28 年 10 月 24 日に在京大使館への説明を実施 平成 28 年 12 月 5 日~1 月 3 日にパブリックコメントを実施 (WTO 通報は対象外)
答申案	別紙 2 のとおり。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物殘留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
ばれいしょ さといも類(やつがしらを含む。)	0.05 0.02	0.05 0.02	○			<0.01,<0.01 【米国ばれいしょ(0.00271-0.0126(n=19))参照】
かんしょ やまいも(長いもをいう。) その他のいも類	0.02 0.02 0.02	0.02 0.02 0.02				【米国ばれいしょ参照】 【米国ばれいしょ参照】 【米国ばれいしょ参照】
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.2	0.2		0.15	米国	【米国ラディッシュの根(0.02-0.11(n=6))、にんじん(<0.01-0.14(n=7))、てんさいの根(0.004-0.06(n=10))参照】
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉 かぶ類の根	30 0.2	15 0.2		30 0.15	米国	【米国ラディッシュの根、にんじん、てんさいの根参照】
かぶ類の葉 西洋わさび	30 0.2	15 0.2		30 0.15	米国	【米国ラディッシュの根、にんじん、てんさいの根参照】
クレソン はくさい キャベツ 芽キャベツ	30 30 7 5	30 5 5 5	○	30 30 7 0.2	米国	【米国キャベツ(外葉あり)(0.31-3.9(n=7))、キャベツ(外葉なし)(0.01-2.6(n=7))、ブロッコリー(0.18-0.69(n=6))参照】
ケール こまつな きょうな チンゲンサイ カリフラワー ブロッコリー その他のあぶらな科野菜	30 30 30 30 5 5 30	30 30 30 30 5 5 30		30 5.0 5.0 30	米国 米国	【米国キャベツ、ブロッコリー参照】 【米国キャベツ、ブロッコリー参照】
ごぼう サルシフィー	0.2 0.2	0.2 0.2		0.15 0.15	米国 米国	【米国ラディッシュの根、にんじん、てんさいの根参照】 【米国ラディッシュの根、にんじん、てんさいの根参照】
チコリ エンダイブ しゅんぎく レタス(サラダ菜及びらしゃを含む。) その他のきく科野菜	30 30 30 30 30	15 25 25 25 25		30 30 30 30 30		
たまねぎ ねぎ(リーキを含む。) にんにく その他のゆり科野菜	7 10 7 7	7 10 7 7	○	1 10 7.0 7.0	米国 米国 米国	【米国たまねぎ(0.01-2.3(n=7))、グリーンオニオン(1.7, 2.1, 4.5(n=3))参照】 【米国たまねぎ、グリーンオニオン参照】 【米国たまねぎ、グリーンオニオン参照】
バースニップ バセリ	0.2 25	0.2 25		0.15 25	米国 米国	【米国ラディッシュの根、にんじん、てんさいの根参照】 【米国セロリ(0.16-14(n=7))、結球レタス・外葉あり(0.616-7.15(n=7))、結球レタス・外葉なし(<0.003-0.324(n=7))、非結球レタス(4.33-11.7(n=7))、ほうれんそう(6.8-17(n=7))参照】
セロリ その他のせり科野菜	25 25	25 25		20 25	米国 米国	【米国セロリ、結球レタス、非結球レタス、ほうれんそう参照】 【米国セロリ、結球レタス、非結球レタス、ほうれんそう参照】

食品名	基準値 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
トマト	2	2	○	1	1.60	米国 【米国トマト(0.053~0.42(n=12))、 ビーマン(0.044~0.571(n=7))、とう がらし(0.0946~0.576(n=3))参照】
ピーマン	2	2		1	1.60	米国 【米国トマト、ピーマン、とうがらし 参照】
なす	2	2		1	1.60	米国 【米国トマト、ピーマン、とうがらし 参照】
その他のなす科野菜	30	2		30		
きゅうり(ガーネンを含む。)	0.7	0.7	○	0.5		0.15, 0.26
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.5	0.5		0.5		
しろうり	0.5	0.5		0.5		
メロン類果実※1	0.2	0.2		0.5		
その他のうり科野菜	30	0.5		30		
ほうれんそう	30	25		30		
オクラ	1	1		1		
しょうが	0.02	0.02				【米国ばれいしょ参照】
しいたけ	1	1		1		
その他のきのこ類	1	1		1		
その他の野菜	30	25		30		
みかん	0.2		申			0.04, 0.05
なつみかんの果実全体	2		申			0.64, 0.82
レモン	2		申			【なつみかんの果実全体参照】
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	2		申			【なつみかんの果実全体参照】
グレープフルーツ	2		申			【なつみかんの果実全体参照】
ライム	2		申			【なつみかんの果実全体参照】
その他のかんきつ類果実	2		申			【なつみかんの果実全体参照】
ぶどう	2	2	○	2		
その他の果実	1	1		1		
その他のスパイス	10		申			3.19, 5.58(みかんの果皮)
その他のハーブ	30			30		
牛の筋肉	0.01	0.01		0.01		
豚の筋肉	0.01	0.01		0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01	0.01		0.01		
牛の脂肪	0.01	0.01		0.01		
豚の脂肪	0.01	0.01		0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01	0.01		0.01		
牛の肝臓	0.01	0.01		0.01		
豚の肝臓	0.01	0.01		0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01	0.01		0.01		
牛の腎臓	0.01	0.01		0.01		
豚の腎臓	0.01	0.01		0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01	0.01		0.01		
牛の食用部分	0.01	0.01		0.01		
豚の食用部分	0.01	0.01		0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01	0.01		0.01		
乳	0.02	0.02		0.02		

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
鶏の筋肉	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの筋肉	0.01	0.01		0.01		
鶏の脂肪	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの脂肪	0.01	0.01		0.01		
鶏の肝臓	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの肝臓	0.01	0.01		0.01		
鶏の腎臓	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの腎臓	0.01	0.01		0.01		
鶏の食用部分	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの食用部分	0.01	0.01		0.01		
鶏の卵	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの卵	0.01	0.01		0.01		
どうがらし(乾燥させたもの)※2			7	7		
干しぶどう※2			10	10		

太枠:国際基準の参照などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

※1 メロン類果実においては、国際基準の残留基準に加工係数0.3(可食部係数。果実全体の残留量に対する果肉の残留量の比)を乗じた値を基準値案とした。

※2 加工食品であるどうがらし(乾燥させたもの)及び干しぶどうについては、国際基準が設定されているものの、加工係数を用いて原材料中の濃度に換算した値が当該原材料の基準値案を超えないことから、基準値を設定しないこととする(加工係数:JMPRにおいて、7(どうがらし(乾燥させたもの))及び6.5(干しぶどう)と評価されている)。

## フルオピコリド

食品名	残留基準値 ppm
ばれいしょ	0.05
さといも類(やつがしらを含む。)	0.02
かんしょ	0.02
やまいも(長いもをいう。)	0.02
その他のいも類 <sup>注1)</sup>	0.02
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.2
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	30
かぶ類の根	0.2
かぶ類の葉	30
西洋わさび	0.2
クレソン	30
はくさい	30
キャベツ	7
芽キャベツ	5
ケール	30
こまつな	30
きょうな	30
チングンサイ	30
カリフラワー	5
ブロッコリー	5
その他のあぶらな科野菜 <sup>注2)</sup>	30
ごぼう	0.2
サルシフィー	0.2
チコリ	30
エンダイブ	30
しゅんぎく	30
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	30
その他のきく科野菜 <sup>注3)</sup>	30
たまねぎ	7
ねぎ(リーキを含む。)	10
にんにく	7
その他のゆり科野菜 <sup>注4)</sup>	7
パースニップ	0.2
パセリ	25
セロリ	25
その他のせり科野菜 <sup>注5)</sup>	25
トマト	2
ピーマン	2
なす	2
その他のなす科野菜 <sup>注6)</sup>	30
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.7
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.5
しろうり	0.5
メロン類果実	0.2
その他のうり科野菜 <sup>注7)</sup>	30
ほうれんそう	30
オクラ	1

注1)「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも及びこんにやくいも以外のものをいう。

注2)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チングンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注3)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

注4)「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

注5)「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スペイス及びハーブ以外のものをいう。

注6)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注7)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

食品名	ppm	残留基準値
しょうが	0.02	
しいたけ	1	
その他のきのこ類 <sup>注8)</sup>	1	
その他の野菜 <sup>注9)</sup>	30	
みかん	0.2	
なつみかんの果実全体	2	
レモン	2	
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	2	
グレープフルーツ	2	
ライム	2	
その他のかんきつ類果実 <sup>注10)</sup>	2	
ぶどう	2	
その他の果実 <sup>注11)</sup>	1	
その他のスパイス <sup>注12)</sup>	10	
その他のハーブ <sup>注13)</sup>	30	
牛の筋肉	0.01	
豚の筋肉	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物 <sup>注14)</sup> の筋肉	0.01	
牛の脂肪	0.01	
豚の脂肪	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01	
牛の肝臓	0.01	
豚の肝臓	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01	
牛の腎臓	0.01	
豚の腎臓	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01	
牛の食用部分 <sup>注15)</sup>	0.01	
豚の食用部分	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01	
乳	0.02	
鶏の筋肉	0.01	
その他の家きん <sup>注16)</sup> の筋肉	0.01	
鶏の脂肪	0.01	
その他の家きんの脂肪	0.01	
鶏の肝臓	0.01	
その他の家きんの肝臓	0.01	
鶏の腎臓	0.01	
その他の家きんの腎臓	0.01	
鶏の食用部分	0.01	
その他の家きんの食用部分	0.01	
鶏の卵	0.01	
その他の家きんの卵	0.01	

注8)「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。

注9)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スペイス及びハーブ以外のものをいう。

注10)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスペイス以外のものをいう。

注11)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスペイス以外のものをいう。

注12)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パブリカ、しょが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注13)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

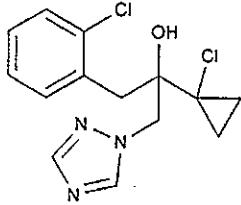
注14)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注15)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注16)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

プロチオコナゾール (Prothioconazole)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定
経緯	インポートトレランス(IT)制度に基づく基準値設定の要請を受け、残留基準を設定する。
構造式	
用途	農薬／殺菌剤
作用機構	トリアゾリンチオン構造を有するトリアゾール系殺菌剤である。脂質生合成経路中の2,4-メチレンジヒドロラノステロールのC14位の脱メチル化阻害により抗菌作用を示すと考えられている。
適用作物／適用病害	小麦／うどんこ病 等
我が国の登録状況	小麦、大麦等に農薬登録されている。
諸外国の状況	2008年に JMPR における毒性評価が行われ、ADI 及び ARfD が設定されている。国際基準は小麦、大豆、牛等に設定されている。米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国、カナダ、EU において小麦、大豆、牛等に、豪州において米、大豆、牛等に、ニュージーランドにおいて小麦等に基準値が設定されている。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>ADI : 0.011 mg/kg 体重/day  [設定根拠] 2年間 代謝物 M17 の慢性毒性/発がん性併合試験 (雄ラット・混餌)  無毒性量 1.1 mg/kg 体重/day  安全係数 100</p> <p>ARfD :  一般 (1歳以上) : 1 mg/kg 体重  [設定根拠] 代謝物 M17 の急性毒性試験 (雄ラット及びマウス・強制経口)  無毒性量 100 mg/kg 体重  安全係数 100  妊娠または妊娠している可能性のある女性 : 0.02 mg/kg 体重  [設定根拠] 代謝物 M17 の発生毒性試験 (ウサギ・強制経口)  無毒性量 2 mg/kg 体重  安全係数 100</p>
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：農産物にあってはプロチオコナゾール及び代謝物 M17 【2-(1-クロロシクロプロピル)-1-(2-クロロフェニル)-3-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イル)-2-プロパンール】とし、畜産物にあっては代謝物 M17 とする（ただし、畜産物においては抱合体を含む。）。



代謝物 M17

	<p>①長期暴露評価 TMDI／ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI／ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般 (1歳以上)</td> <td>11.3</td> </tr> <tr> <td>幼小兒 (1~6歳)</td> <td>26.0</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>11.3</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>11.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI : 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI／ADI (%)	一般 (1歳以上)	11.3	幼小兒 (1~6歳)	26.0	妊婦	11.3	高齢者 (65歳以上)	11.2
	TMDI／ADI (%)										
一般 (1歳以上)	11.3										
幼小兒 (1~6歳)	26.0										
妊婦	11.3										
高齢者 (65歳以上)	11.2										
暴露評価	<p>②短期暴露評価 各食品の短期推定摂取量 (ESTI) を算出したところ、一般(1歳以上)、幼小兒(1~6歳) 及び妊婦又は妊娠している可能性のある女性(14~50歳)のそれぞれにおける摂取量は急性参考用量 (ARfD) を超えていない<sup>注)</sup>。 注) 基準値案を用い、平成17~19年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成22年度の厚生労働科学研究の結果に基づき ESTI を算出した。</p>										
意見聴取の状況	平成28年9月23日に在京大使館への説明を実施 平成28年12月5日~1月3日にパブリックコメントを実施 (WT.O通報は対象外)										
答申案	別紙2のとおり。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
小麦	0.4	0.4		0.1	0.35	米国 【<0.02-0.05(#=n=33)(米国)】
大麦	0.4	0.4		0.2	0.35	米国 【<0.02-0.15(#=n=25)(米国)】
ライ麦	0.4	0.4		0.06	0.35	米国 【米国小麦、どうもろこし参照】
とうもろこし	0.4	0.4		0.02	0.35	米国 【<0.02-0.07(#=n=20)(米国)】
そば	0.4	0.4			0.35	米国 【米国小麦、とうもろこし参照】
その他の穀類	0.4	0.4		0.06	0.35	米国 【米国小麦、とうもろこし参照】
大豆	0.2	0.2		0.2	0.15	米国 【<0.05-0.12(#=n=21)(米国)】
小豆類	1	1		1		
えんどう	1	1		1		
そら豆	1	1		1		
らっかせい	0.02	0.02		0.02		
その他の豆類	1	1		1		
ばれいしょ	0.02	0.02		0.02	0.02	米国 【<0.02(#=n=8)(EU)】
てんさい	0.3	0.3		0.3		
きゅうり(ガーベキンを含む。)	0.3		IT	0.2	0.30	米国 【<0.04-0.07(#=n=8)(米国)】
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.3		IT	0.2	0.30	米国 【<0.04-0.06(#=n=8)(サマースカッシュ)(米国)】
しろうり	0.3		IT	0.2	0.30	米国 【米国きゅうり、かぼちゃ、マスクメロン(<0.04-0.17(#=n=8)(米国)参照】
その他のうり科野菜	0.3		IT	0.2	0.30	米国 【米国きゅうり、かぼちゃ、マスクメロン参照】
ブルーベリー	2		IT	1.7	2.0	米国 【0.17-1.0(#=n=11)(米国)】
クランベリー	0.2		IT	0.17	0.2	米国 【<0.04-0.09(#=n=6)(米国)】
ハックルベリー	2		IT	1.7	2.0	米国 【米国ブルーベリー参照】
その他のベリー類果実	2		IT	1.7	2.0	米国 【米国ブルーベリー参照】
なたね	0.2	0.2		0.1	0.15	米国 【<0.02-0.09(#=n=22)(米国)】
牛の筋肉	0.01	0.01		0.01		
豚の筋肉	0.01	0.01		0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01	0.01		0.01		
牛の脂肪	0.05	0.05				【推:0.02】
豚の脂肪	0.05	0.05				【牛の脂肪参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05	0.05				【牛の脂肪参照】
牛の肝臓	0.6	0.5		0.6		
豚の肝臓	0.6	0.5		0.6		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.6	0.5		0.6		
牛の腎臓	0.6	0.5		0.6		
豚の腎臓	0.6	0.5		0.6		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.6	0.5		0.6		
牛の食用部分	0.6	0.5		0.6		
豚の食用部分	0.6	0.5		0.6		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.6	0.5		0.6		
乳	0.004	0.004		0.004		

太枠:国際基準の参照などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの

IT:海外で設定されている基準値を参照するよう申請されたもの

(#=):使用方法を逸脱して実施された試験成績

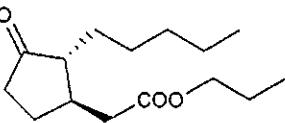
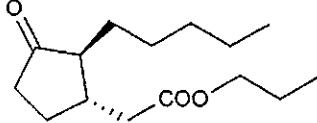
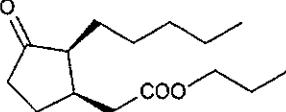
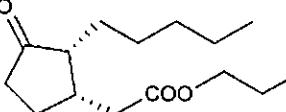
推:推定される残留量であることを示す

国際基準は代謝物M17として設定されているため、プロチオコナゾールに換算した値を示した(換算係数:1.10)

## プロチオコナゾール

食品名	残留基準値 ppm	※今回基準値を設定するプロチオコナゾールとは、農産物にあってはプロチオコナゾール及び代謝物M17【2-(1-クロロシクロプロピル)-1-(2-クロロフェニル)-3-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イル)-2-プロパンール】をプロチオコナゾールに換算したものの和をいい、畜産物にあっては代謝物M17及びその抱合体をプロチオコナゾールに換算したものの和をいう。
小麦	0.4	
大麦	0.4	
ライ麦	0.4	
どうもろこし	0.4	
そば	0.4	
その他の穀類 <sup>注1)</sup>	0.4	
大豆	0.2	
小豆類 <sup>注2)</sup>	1	注2)いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。
えんどう	1	
そら豆	1	
らっかせい	0.02	
その他の豆類 <sup>注3)</sup>	1	注3)「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
ばれいしょ	0.02	
てんさい	0.3	
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.3	
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.3	
しろうり	0.3	
その他のうり科野菜 <sup>注4)</sup>	0.3	注4)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
ブルーベリー	2	
クランベリー	0.2	
ハックルベリー	2	
その他のベリー類果実 <sup>注5)</sup>	2	注5)「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
なたね	0.2	
牛の筋肉	0.01	
豚の筋肉	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物 <sup>注6)</sup> の筋肉	0.01	注6)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
牛の脂肪	0.05	
豚の脂肪	0.05	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05	
牛の肝臓	0.6	
豚の肝臓	0.6	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.6	
牛の腎臓	0.6	
豚の腎臓	0.6	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.6	
牛の食用部分 <sup>注7)</sup>	0.6	注7)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
豚の食用部分	0.6	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.6	
乳	0.004	

プロヒドロジャスモン (Prohydrojasmon)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受け、残留基準を設定する。										
構造式	<p>プロヒドロジャスモンは4つの光学異性体が存在し、<i>trans</i>-プロヒドロジャスモン及び<i>cis</i>-プロヒドロジャスモンの混合物である。</p> <p>トランス体</p>  <p>(1R, 2R) 体</p>  <p>(1S, 2S) 体</p> <p>シス体</p>  <p>(1R, 2S) 体</p>  <p>(1S, 2R) 体</p>										
用途	農薬／植物成長調整剤										
作用機構	植物ホルモンであるジャスモン酸様物質である。早生りんご等に対する着色促進及び温州みかんに対する花芽抑制による樹勢の維持、落果防止、浮皮軽減等の効果を示すと考えられている。										
適用作物／使用目的	りんご／着色促進 等										
我が国の登録状況	りんご、ぶどう等に農薬登録されている。										
諸外国の状況	<p>JMPRにおける毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。</p> <p>米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてりんご及びぶどうに対して適正使用をしている場合、基準値を示す必要がないとされている。</p>										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>ADI : 0.14 mg/kg 体重/day</p> <p>[設定根拠] 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験（ラット・混餌） 無毒性量 14.4 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p> <p>ARfD : 1.2 mg/kg 体重</p> <p>[設定根拠] 発生毒性試験（ラット・強制経口） 無毒性量 120 mg/kg 体重 安全係数 100</p>										
基準値案	<p>別紙1のとおり。</p> <p>残留の規制対象物質：プロヒドロジャスモン（<i>cis</i> 体）及びプロヒドロジャスモン（<i>trans</i> 体）の和とする。</p>										
暴露評価	<p>①長期暴露評価</p> <p>TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般 (1歳以上)</td> <td>0.01</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>0.03</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>0.01</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>0.01</td> </tr> </tbody> </table>		TMDI/ADI (%)	一般 (1歳以上)	0.01	幼小児 (1~6歳)	0.03	妊婦	0.01	高齢者 (65歳以上)	0.01
	TMDI/ADI (%)										
一般 (1歳以上)	0.01										
幼小児 (1~6歳)	0.03										
妊婦	0.01										
高齢者 (65歳以上)	0.01										

	<p>TMDI : 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p> <p>②短期暴露評価 各食品の短期推定摂取量 (ESTI) を算出したところ、一般 (1歳以上) 及び幼小児 (1~6歳) のそれにおける摂取量は急性参照用量 (ARfD) を超えていない<sup>注)</sup>。 注) 基準値案を用い、平成 17~19 年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成 22 年度の厚生労働科学研究の結果に基づき ESTI を算出した。</p>
意見聴取の状況	平成 28 年 10 月 24 日に在京大使館への説明を実施 平成 28 年 12 月 5 日~1 月 3 日にパブリックコメントを実施 今後、WTO 通報を実施する予定
答申案	別紙 2 のとおり。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
みかん	0.01	0.05	○			<0.002(#),<0.002(#)
なつみかんの果実全体	0.01		申			<0.002(#),<0.002(#)(清見)
レモン	0.01		申			(他のかんきつ類果実参照)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.01		申			(他のかんきつ類果実参照)
グレープフルーツ	0.01		申			(他のかんきつ類果実参照)
ライム	0.01		申			(他のかんきつ類果実参照)
その他のかんきつ類果実	0.01		申			<0.002(#),0.002(#)(きんかん)
りんご	0.01	0.05	○			<0.001,<0.001
ぶどう	0.01	0.05	○			<0.001(#),<0.002(#)
その他のスパイス	0.03	0.05	○			<0.004(#),0.006(#)(\$(みかん果皮)

太枠:国際基準の参考などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績

(\$):ばらつきの理由を考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

## プロヒドロジャスモン

食品名	残留基準値 ppm
みかん	0.01
なつみかんの果実全体	0.01
レモン	0.01
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.01
グレープフルーツ	0.01
ライム	0.01
その他のかんきつ類果実 <sup>注1)</sup>	0.01
りんご	0.01
ぶどう	0.01
その他のスパイス <sup>注2)</sup>	0.03

※今回基準値を設定するプロヒドロジャスモンとは、プロヒドロジャスモン(cis体)及びプロヒドロジャスモン(trans体)の和をいう。

注1)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注2)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

プロフェノホス (Profenofos)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	インポートトレランス(IT)制度に基づく基準値設定の要請を受け、残留基準を設定する。あわせてポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行う。										
構造式											
用途	農薬／殺虫剤										
作用機構	有機リン系の殺虫剤である。中枢神経系のアセチルコリンエステラーゼ活性を阻害することにより殺虫効果を示すものと考えられている。										
適用作物／適用病害虫	ばれいしょ／ヨトウムシ 等										
我が国の登録状況	ばれいしょ、かんしょ等に農薬登録されている。										
諸外国の状況	2007年にJMPRにおける毒性評価が行われ、ADI及びARfDが設定されている。国際基準はトマト、綿実、牛等に設定されている。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国において綿実、牛等に、EUにおいてトマト、綿実等に、豪州において綿実、牛等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>ADI : 0.0005 mg/kg 体重/day</p> <p>[設定根拠①] 90日 亜急性毒性試験（イヌ・強制経口）  [設定根拠②] 180日 慢性毒性試験（イヌ・強制経口）  [設定根拠③] 1年 慢性毒性試験（イヌ・強制経口）  無毒性量 0.05 mg/kg 体重/day  安全係数 100</p> <p>ARfD : 0.05 mg/kg 体重</p> <p>[設定根拠] コリンエステラーゼ活性検討試験  （幼若ラット・強制経口）  無毒性量 5 mg/kg 体重/day  安全係数 100</p>										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：プロフェノホスとする。										
暴露評価	<p>①長期暴露評価  EDI/ADI比は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般（1歳以上）</td> <td>15.6</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>17.7</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>12.4</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>20.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>EDI : 推定一日摂取量 (Estimated Daily Intake)</p> <p>②短期暴露評価  各食品の短期推定摂取量(ESTI)を推定したところ、一般（1歳以上）及び幼少児（1～6歳）のそれぞれにおける摂取量は急性参考用量</p>		EDI/ADI (%)	一般（1歳以上）	15.6	幼小児（1～6歳）	17.7	妊婦	12.4	高齢者（65歳以上）	20.0
	EDI/ADI (%)										
一般（1歳以上）	15.6										
幼小児（1～6歳）	17.7										
妊婦	12.4										
高齢者（65歳以上）	20.0										

	(ARfD) を超えていない <sup>注)</sup> 。 注) 基準値案を用い、平成 17~19 年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成 22 年度の厚生労働科学研究の結果に基づき ESTI を算出した。
意見聴取の状況	平成 28 年 10 月 24 日に在京大使館への説明を実施 平成 28 年 12 月 5 日~1 月 3 日にパブリックコメントを実施 今後、WTO 通報を実施予定
答申案	別紙 2 のとおり。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)		0.05				
小麦		0.05				
大麦		0.05				
ライ麦		0.05				
とうもろこし		0.05				
そば		0.05				
その他の穀類		0.05				
大豆		0.05				
小豆類		0.05				
えんどう		0.05				
そら豆		0.05				
らっかせい		0.05				
その他の豆類		0.05				
ばれいしょ	0.02	0.05	○			<0.005~<0.006(n=4)
さといも類(やつがしらを含む。)		0.02				
かんしょ	0.01	0.02	○			<0.001, <0.001
やまいも(長いもをいう。)		0.02				
こんにゃくいも		0.02				
その他のいも類		0.02				
てんさい	0.03	0.01	○			<0.005, 0.006
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根		0.05				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉		0.05				
かぶ類の根		0.05				
かぶ類の葉		0.05				
西洋わさび		0.05				
クレソン		0.05				
はくさい		0.05				
キャベツ		0.05				
芽キャベツ		0.05				
ケール		0.05				
こまつな		0.05				
きょうな		0.05				
チングンサイ		0.05				
カリフラワー		0.05				
ブロッコリー		0.05				
その他のあぶらな科野菜		0.05				
ごぼう		0.05				
サルシフィー		0.05				
アーティチョーク		0.05				
チコリ		0.05				
エンダイブ		0.05				
しゅんぎく		0.05				
レタス(サラダ葉及びちしゃを含む。)		0.05				
その他のきく科野菜		0.05				
たまねぎ		0.05				
ねぎ(リーキを含む。)		0.05				
にんにく		0.05				
にら		0.05				
アスパラガス		0.05				
わけぎ		0.05				
その他のゆり科野菜		0.05				
にんじん		0.05				
パースニップ		0.05				
バセリ		0.05				
セロリ		0.05				
みつば		0.05				
その他のせり科野菜		0.05				
トマト		2		10		

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
ピーマン		0.5				
なす		0.05				
その他のなす科野菜	3	0.5		3		
きゅうり(ガーキンを含む。)		0.05				
かぼちゃ(スカッシュを含む。)		0.05				
しろとうり		0.05				
すいか		0.05				
メロン類果実		0.05				
まくわうり		0.05				
その他のうり科野菜		0.05				
ほうれんそう		0.05				
たけのこ		0.05				
オクラ		0.05				
しょうが		0.05				
未成熟えんどう		0.05				
未成熟いんげん		0.05				
えだまめ		0.05				
マッシュルーム		0.05				
しいたけ		0.05				
その他のきのこ類		0.05				
その他の野菜		0.05				
みかん		0.05				
なつみかんの果実全体		0.05				
レモン		0.05				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)		0.05				
グレープフルーツ		0.05				
ライム		0.05				
その他のかんきつ類果実		0.05				
りんご		0.05				
日本なし		0.05				
西洋なし		0.05				
マルメロ		0.05				
びわ		0.05				
もも		0.05				
ネクタリン		0.05				
あんず(アプリコットを含む。)		0.05				
すもも(ブルーンを含む。)		0.05				
うめ		0.05				
おうとう(チェリーを含む。)		0.05				
いちご		0.05				
ラズベリー		0.05				
ブラックベリー		0.05				
ブルーベリー		0.05				
クランベリー		0.05				
ハックルベリー		0.05				
その他のベリー類果実		0.05				
ぶどう		0.05				
かき		0.05				
バナナ		0.05				
キウイ		0.05				
パパイヤ		0.05				
アボカド		0.05				
パイナップル		0.05				
グアバ		0.05				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
マンゴー	0.2	0.05		0.2		
パッションフルーツ		0.05				
なつめやし		0.05				
その他の果実	10	0.05		10		
ひまわりの種子		0.05				
ごまの種子		0.05				
べにばなの種子		0.05				
綿実	3	0.2		3		
なたね		0.05				
その他のオイルシード		0.05				
ぎんなん		0.05				
くり		0.05				
ペカン		0.05				
アーモンド		0.05				
くるみ		0.05				
その他のナッツ類		0.05				
茶	0.2	0.1	○	0.5		<0.05,<0.05
コーヒー豆	0.03	0.1	IT	0.03	ブラジル	【<0.003~0.02(n=4)(ブラジル)】
ホップ		0.1				
その他のスパイス	5	0.05		5		
その他のハーブ		0.05				
牛の筋肉	0.05	0.05		0.05		
豚の筋肉	0.05	0.05		0.05		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.05	0.05		0.05		
牛の脂肪	0.05	0.05				【推:0.05】
豚の脂肪	0.05	0.05				【牛の脂肪参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05	0.05				【牛の脂肪参照】
牛の肝臓	0.05	0.05		0.05		
豚の肝臓	0.05	0.05		0.05		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.05	0.05		0.05		
牛の腎臓	0.05	0.05		0.05		
豚の腎臓	0.05	0.05		0.05		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.05	0.05		0.05		
牛の食用部分	0.05	0.05		0.05		
豚の食用部分	0.05	0.05		0.05		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.05	0.05		0.05		
乳	0.01	0.01		0.01		
鶏の筋肉	0.05	0.05		0.05		
その他の家きんの筋肉	0.05	0.05		0.05		
鶏の脂肪	0.05	0.05				【推:0.05】
その他の家きんの脂肪	0.05	0.05				【鶏の脂肪参照】
鶏の肝臓	0.05	0.05		0.05		
その他の家きんの肝臓	0.05	0.05		0.05		
鶏の腎臓	0.05	0.05		0.05		
その他の家きんの腎臓	0.05	0.05		0.05		
鶏の食用部分	0.05	0.05		0.05		
その他の家きんの食用部分	0.05	0.05		0.05		
鶏の卵	0.02	0.02		0.02		
その他の家きんの卵	0.02	0.02		0.02		

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
綿実油(注1に限る。)		0.05				

網掛け:ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参照し暫定的に設定した基準値(暫定基準)

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

IT:海外で設定されている基準値を参照するよう申請されたもの

推:推定される残留量であることを示す

注1)食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製綿実油、綿実サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油。  
トマトについては国際基準が設定されているものの、設定されている基準値が高く、食品安全委員会で評価されたADIに基づく暴露評価において許容範囲を超えることから基準値を設定しないこととする。

## プロフェノホス

食品名	残留基準値 ppm
ばれいしょ	0.02
かんしょ	0.01
てんさい	0.03
その他のなす科野菜 <sup>注1)</sup>	3
マンゴー	0.2
その他の果実 <sup>注2)</sup>	10
綿実	3
茶	0.2
コーヒー豆	0.03
その他のスパイス <sup>注3)</sup>	5
牛の筋肉	0.05
豚の筋肉	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物 <sup>注4)</sup> の筋肉	0.05
牛の脂肪	0.05
豚の脂肪	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05
牛の肝臓	0.05
豚の肝臓	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.05
牛の腎臓	0.05
豚の腎臓	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.05
牛の食用部分 <sup>注5)</sup>	0.05
豚の食用部分	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.05
乳	0.01
鶏の筋肉	0.05
その他の家きん <sup>注6)</sup> の筋肉	0.05
鶏の脂肪	0.05
その他の家きんの脂肪	0.05
鶏の肝臓	0.05
その他の家きんの肝臓	0.05
鶏の腎臓	0.05
その他の家きんの腎臓	0.05
鶏の食用部分	0.05
その他の家きんの食用部分	0.05
鶏の卵	0.02
その他の家きんの卵	0.02

注1)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注2)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、「バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パインアップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注3)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注4)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注5)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注6)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

プロマシル (Bromacil)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行う。										
構造式											
用途	農薬／除草剤										
作用機構	ウラシル系の除草剤である。光合成のヒル反応を阻害することにより殺草効果を示すと考えられている。										
適用作物／適用雑草	温州みかん／一年生雑草 等										
我が国の登録状況	温州みかん、パイナップル等に農薬登録されている。										
諸外国の状況	JMPRにおける毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてかんきつ類、パイナップルに、豪州においてアスパラガス、かんきつ類等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<u>ADI : 0.019 mg/kg 体重/day</u> [設定根拠] 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験（雄ラット・混餌） 無毒性量 1.96 mg/kg 体重/day 安全係数 100 マウスを用いた発がん性試験において、肝細胞腺腫及び癌の合計の発生頻度が増加したが、腫瘍の発生機序は遺伝毒性メカニズムによるものとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能と考えられた。  <u>ARfD : 0.2 mg/kg 体重</u> [設定根拠] 発生毒性試験（ラット・強制経口） 無毒性量 20 mg/kg 体重 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：プロマシルとする。										
暴露評価	①長期暴露評価 TMDI/ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般（1歳以上）</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>0.3</td> </tr> </tbody> </table> TMDI : 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)  ②短期暴露評価 各食品の短期推定摂取量 (ESTI) を算出したところ、一般（1歳以上）及び幼小児（1～6歳）のそれぞれにおける摂取量は急性参考用量 (ARfD) を超えていない <sup>注)</sup> 。 注) 基準値案を用い、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成		TMDI/ADI (%)	一般（1歳以上）	0.3	幼小児（1～6歳）	1.0	妊婦	0.3	高齢者（65歳以上）	0.3
	TMDI/ADI (%)										
一般（1歳以上）	0.3										
幼小児（1～6歳）	1.0										
妊婦	0.3										
高齢者（65歳以上）	0.3										

	22年度の厚生労働科学研究の結果に基づきESTIを算出した。
意見聴取の状況	平成28年10月24日に在京大使館への説明を実施 平成28年12月5日～1月3日にパブリックコメントを実施 今後、WTO通報を実施する予定
答申案	別紙2のとおり。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
アスパラガス		0.04				
すいか		0.05				
メロン類果実		0.05				
まくわうり		0.05				
みかん なつみかんの果実全体	0.05 0.1	0.05 0.05	○	0.1	米国	<0.01, <0.01 【米国オレンジ、レモン、グレープフルーツ参照】
レモン オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.1 0.1	0.07 0.05		0.1	米国	【<0.04, <LOQ(n=2)(米国)】 【<0.04(n=12)(米国)】
グレープフルーツ	0.1	0.07		0.1	米国	【<0.04(n=2)(米国)】
ライム	0.1	0.05		0.1	米国	【米国オレンジ、レモン、グレープフルーツ参照】
その他のかんきつ類果実	0.1	0.05		0.1	米国	【米国オレンジ、レモン、グレープフルーツ参照】
りんご 日本なし 西洋なし マルメロ びわ		0.05 0.05 0.05 0.05 0.05				
もも ネクタリン あんず(アプリコットを含む。) すもも(ブルーーンを含む。) うめ おうとう(チェリーを含む。)		0.05 0.05 0.05 0.05 0.05 0.05				
いちご ラズベリー ブラックベリー ブルーベリー クランベリー ハックルベリー その他のベリー類果実		0.05 0.05 0.05 0.05 0.05 0.05 0.05				
ぶどう かき		0.05 0.05				
バナナ キウイ パパイヤ アボカド パイナップル グアバ マンゴー <sup>1</sup> パッションフルーツ なつめやし	0.1	0.05 0.05 0.05 0.05 0.07 0.05 0.05 0.05 0.05	○	0.1	米国	【<0.04(n=12)(米国)】
その他の果実		0.05				
ひまわりの種子 ごまの種子 べにばなの種子 綿実 なたね その他のオイルシード		0.05 0.05 0.05 0.05 0.05 0.05				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
ざんなん		0.05				
くり		0.05				
ペカン		0.05				
アーモンド		0.05				
くるみ		0.05				
その他のナッツ類		0.05				
その他のスパイス	0.05	0.05	○			<0.01, <0.01(みかん果皮)
牛の筋肉		0.04				
豚の筋肉		0.04				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉		0.04				
牛の脂肪		0.04				
豚の脂肪		0.04				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪		0.04				
牛の肝臓		0.04				
豚の肝臓		0.04				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓		0.04				
牛の腎臓		0.04				
豚の腎臓		0.04				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓		0.04				
牛の食用部分		0.04				
豚の食用部分		0.04				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分		0.04				
乳		0.04				

網掛け:ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参考し暫定的に設定した基準値(暫定基準)  
 ○:既に、国内において農薬登録のあるもの

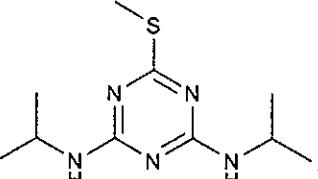
## プロマシル

食品名	残留基準値 ppm
みかん	0.05
なつみかんの果実全体	0.1
レモン	0.1
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.1
グレープフルーツ	0.1
ライム	0.1
その他のかんきつ類果実 <sup>注1)</sup>	0.1
パイナップル	0.1
その他のスパイス <sup>注2)</sup>	0.05

注1)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注2)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

## プロメトリン (Prometryn)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行う。										
構造式	 <p>The chemical structure of Prometryn is shown as a dithiazole derivative. It features a central sulfur atom double-bonded to one nitrogen and single-bonded to another. This nitrogen is also double-bonded to a carbon atom which is part of a five-membered ring. The ring contains two more nitrogens, each single-bonded to an isopropyl group (dimethylpropyl group). The sulfur atom is also single-bonded to a methyl group.</p>										
用途	農薬／除草剤										
作用機構	s-トリアジン系（メチルチオ型）除草剤であり、植物の光合成電子伝達系を阻害し、炭水化物の生合成・蓄積を阻害することによって殺草効果を示すと考えられている。										
適用作物／適用雑草	だいず／畑地一年生雑草 等										
我が国の登録状況	だいず、らっかせい等に農薬登録されている。										
諸外国の状況	<p>JMPRにおける毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。</p> <p>米国、豪州、カナダ、EU及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてバセリ、オクラ等に、豪州においてらっかせい、綿実等に、カナダにおいてセロリに基準値が設定されている。</p>										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p><u>ADI : 0.03 mg/kg 体重/day</u>  <u>[設定根拠] 2年間 慢性毒性試験 (イヌ・混餌)</u>  <u>無毒性量 3 mg/kg 体重/day</u>  <u>安全係数 100</u></p> <p><u>ARfD : 1.5 mg/kg 体重</u>  <u>[設定根拠] 急性神経毒性試験 (ラット・強制経口)</u>  <u>無毒性量 150 mg/kg 体重</u>  <u>安全係数 100</u></p>										
基準値案	<p>別紙1のとおり。          残留の規制対象物質：プロメトリンとする。</p>										
暴露評価	<p>①長期暴露評価          TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;"></th> <th style="text-align: right;">TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: left;">一般 (1歳以上)</td> <td style="text-align: right;">2.6</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">幼小児 (1~6歳)</td> <td style="text-align: right;">5.1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">妊婦</td> <td style="text-align: right;">2.0</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">高齢者 (65歳以上)</td> <td style="text-align: right;">2.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI : 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p> <p>②短期暴露評価          各食品の短期推定摂取量 (ESTI) を算出したところ、一般 (1歳以上) 及び幼小児 (1~6歳) のそれぞれにおける摂取量は急性参考用量 (ARfD) を超えていない<sup>注)</sup>。          注) 基準値案又は最高残留濃度 (HR) を用い、平成 17~19 年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成 22 年度の厚生労働科学研究の結果に基づき ESTI を算出した。</p>		TMDI/ADI (%)	一般 (1歳以上)	2.6	幼小児 (1~6歳)	5.1	妊婦	2.0	高齢者 (65歳以上)	2.7
	TMDI/ADI (%)										
一般 (1歳以上)	2.6										
幼小児 (1~6歳)	5.1										
妊婦	2.0										
高齢者 (65歳以上)	2.7										

意見聴取の状況	平成 28 年 9 月 23 日に在京大使館への説明を実施 平成 28 年 12 月 5 日～1 月 3 日にパブリックコメントを実施 今後、WTO 通報を実施する予定
答申案	別紙 2 のとおり。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.1	0.05	○			<0.02(#),<0.02(#)
小麦	0.1	0.1	○			<0.01,<0.02
大麦	0.02	0.05	○			<0.005(#),<0.005(#)
ライ麦	0.1	0.05	○			小麦参照
とうもろこし	0.02	0.2	○			<0.005,<0.005
そば		0.05				
その他の穀類	0.2	0.05	○			<0.05(#),<0.05(#)(はとむぎ)
大豆	0.1	0.1	○			<0.02,<0.02
小豆類	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01(いんげんまめ)
えんどう		0.05				
そら豆		0.05				
らっかせい	0.02	0.05	○			<0.005,<0.005
その他の豆類		0.05				
ばれいしょ		0.05				
さといも類(やつがしらを含む。)		0.05				
かんしょ		0.05				
やまいも(長いもをいう。)	0.02	0.05	○			<0.005,<0.005
こんにゃくいも		0.05				
その他のいも類		0.05				
てんさい		0.1				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根		0.05				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉		0.05				
かぶ類の根		0.05				
かぶ類の葉		0.05				
西洋わさび		0.05				
クレソン		0.05				
はくさい		0.05				
キャベツ	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01
芽キャベツ		0.05				
ケール		0.05				
こまつな		0.05				
きょうな		0.05				
チンゲンサイ		0.05				
カリフラワー		0.05				
ブロッコリー		0.05				
その他のあぶらな科野菜		0.05				
ごぼう		0.05				
サルシフィー		0.05				
アーティチョーク		0.05				
チコリ		0.05				
エンダイブ		0.05				
しゅんぎく		0.05				
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)		0.05				
その他のきく科野菜		0.05				
たまねぎ	0.02	0.05	○			<0.005(#),<0.005(#)
ねぎ(リーキを含む。)	0.05	0.05	○			<0.01(#),<0.01(#)
にんにく		0.05				
にら		0.05				
アスパラガス		0.05				
わけぎ		0.05				
その他のゆり科野菜		0.05				
にんじん	0.5	0.05	○	0.45	米国	【<0.05-0.25(n=9)(米国)】
バースニップ		0.05				
バセリ	0.6	0.05		0.60	米国	【<0.05-0.33(n=6)(米国)】
セロリ		0.05				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
みつば		0.05				
その他のせり科野菜	0.2	0.05			0.2	米国 【<0.05(#)(n=3)(根セロリ)(米国)】
トマト		0.1				
ピーマン		0.1				
なす		0.1				
その他のなす科野菜		0.1				
きゅうり(ガーリックを含む。)		0.1				
かぼちゃ(スカッシュを含む。)		0.1				
しろとうり		0.1				
すいか		0.1				
メロン類果実		0.1				
まくわうり		0.1				
その他のうり科野菜		0.1				
ほうれんそう		0.05				
たけのこ	0.05	0.05				
オクラ		0.01				
しょうが		0.05				
未成熟えんどう		0.05				
未成熟いんげん	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01
えだまめ	0.02	0.05	○			<0.005,<0.005
マッシュルーム		0.1				
しいたけ		0.1				
その他のきのこ類		0.1				
その他の野菜		0.05				
その他の果実		0.1				
ひまわりの種子		0.1				
綿実		0.2				
その他のスパイス		0.1				
その他のハーブ	4	0.05		3.5	米国 【<0.02-2.1(n=5)(コリアンダー)(米国)】	
牛の筋肉		0.05				
豚の筋肉		0.05				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉		0.05				
牛の脂肪		0.05				
豚の脂肪		0.05				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪		0.05				
牛の肝臓		0.05				
豚の肝臓		0.05				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓		0.05				
牛の腎臓		0.05				
豚の腎臓		0.05				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓		0.05				
牛の食用部分		0.05				
豚の食用部分		0.05				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分		0.05				
乳		0.05				

網掛け:ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参考し暫定的に設定した基準値(暫定基準)

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績

## プロメトリン

食品名	残留基準値 ppm
米(玄米をいう。)	0.1
小麦	0.1
大麦	0.02
ライ麦	0.1
とうもろこし	0.02
その他の穀類 <sup>注1)</sup>	0.2
大豆	0.1
小豆類 <sup>注2)</sup>	0.05
らっかせい	0.02
やまいも(長いもをいう。)	0.02
キャベツ	0.05
たまねぎ	0.02
ねぎ(リーキを含む。)	0.05
にんじん	0.5
パセリ	0.6
その他のせり科野菜 <sup>注3)</sup>	0.2
オクラ	0.05
未成熟いんげん	0.05
えだまめ	0.02
その他のハーブ <sup>注4)</sup>	4

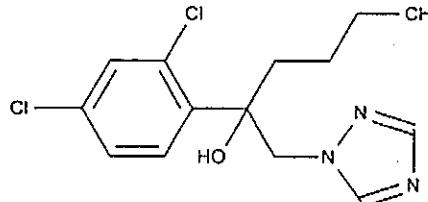
注1)「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

注2)いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。

注3)「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スペイス及びハーブ以外のものをいう。

注4)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

## ヘキサコナゾール (Hexaconazole)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	ポジティブリスト制度導入前に設定された基準値及びポジティブルスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行う。										
構造式											
用途	農薬／殺菌剤										
作用機構	トリアゾール系の殺菌剤である。糸状菌の細胞膜のエルゴステロール生合成阻害により、殺菌作用を示すものと考えられている。										
適用作物／適用病害	りんご／斑点落葉病 等										
我が国の登録状況	りんご、なし等に農薬登録されている。										
諸外国の状況	1990年に JMPM における毒性評価が行われ、ADI が設定されている。 国際基準は設定されていない。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、 豪州においてりんご、なし、ぶどうに基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>ADI : 0.0047 mg/kg 体重/day          [設定根拠] 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験（ラット・混餌）          無毒性量 0.47 mg/kg 体重/day          安全係数 100          発がん性試験において、雄ラットで精巣のライディッヒ細胞腫の発生率の増加が認められたが、腫瘍の発生機序は遺伝毒性メカニズムによるとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。</p> <p>ARfD : 0.25 mg/kg 体重          [設定根拠] 90日間亜急性毒性試験（イヌ・強制経口）          無毒性量 25 mg/kg 体重          安全係数 100</p>										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：ヘキサコナゾールとする。										
暴露評価	<p>①長期暴露評価          TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般（1歳以上）</td> <td>7.1</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>23.4</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>5.2</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>9.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI : 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p> <p>②短期暴露評価          各食品の短期推定摂取量 (ESTI) を算出したところ、一般（1歳以上）及び幼小児（1～6歳）のそれぞれにおける摂取量は急性参考用量 (ARfD) を超えていない<sup>注)</sup>。          注) 基準値案を用い、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成</p>		TMDI/ADI (%)	一般（1歳以上）	7.1	幼小児（1～6歳）	23.4	妊婦	5.2	高齢者（65歳以上）	9.7
	TMDI/ADI (%)										
一般（1歳以上）	7.1										
幼小児（1～6歳）	23.4										
妊婦	5.2										
高齢者（65歳以上）	9.7										

	22年度の厚生労働科学研究の結果に基づきESTIを算出した。
意見聴取の状況	平成28年9月23日在京大使館への説明を実施 平成28年12月5日～1月3日にパブリックコメントを実施 今後、WTO通報を実施する予定
答申案	別紙2のとおり。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物殘留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)		0.02				
小麦		0.1				
大麦		0.01				
ライ麦		0.01				
とうもろこし		0.02				
そば		0.01				
その他の穀類		0.01				
大豆		0.05				
小豆類		0.02				
えんどう		0.02				
そら豆		0.02				
らっかせい		0.05				
その他の豆類		0.02				
ばれいしょ		0.02				
さといも類(やつがしらを含む。)		0.02				
かんしょ		0.02				
やまいも(長いもをいう。)		0.02				
こんにゃくいも		0.02				
その他のいも類		0.02				
てんさい		0.02				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根		0.02				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉		0.02				
かぶ類の根		0.02				
かぶ類の葉		0.02				
西洋わさび		0.02				
クレソン		0.02				
はくさい		0.02				
キャベツ		0.1				
芽キャベツ		0.1				
ケール		0.02				
こまつな		0.02				
きょうな		0.02				
チングンサイ		0.02				
カリフラワー		0.02				
ブロッコリー		0.02				
その他のあぶらな科野菜		0.02				
ごぼう		0.02				
サルシフィー		0.02				
アーティチョーク		0.02				
チコリ		0.02				
エンダイブ		0.02				
しゅんぎく		0.02				
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)		0.02				
その他のきく科野菜		0.02				
たまねぎ		0.02				
ねぎ(リーキを含む。)		0.1				
にんにく		0.05				
にら		0.02				
アスパラガス		0.01				
わけぎ		0.02				
その他のゆり科野菜		0.02				
にんじん		0.1				
バースニップ		0.02				
バセリ		0.02				
セロリ		0.02				
みつば		0.02				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
その他のセリ科野菜		0.02				
トマト		0.1				
ピーマン		0.02				
なす		0.02				
その他のなす科野菜		0.02				
きゅうり(ガーベルを含む。)		0.05				
かぼちゃ(スカッシュを含む。)		0.05				
しろとうり		0.02				
すいか		0.5				
メロン類果実		0.5				
まくわうり		0.5				
その他のうり科野菜		0.02				
ほうれんそう		0.02				
たけのこ		0.02				
オクラ		0.02				
しょうが		0.02				
未成熟えんどう		0.02				
未成熟いんげん		0.02				
えだまめ		0.02				
マッシュルーム		0.02				
しいたけ		0.02				
その他のきのこ類		0.02				
その他の野菜		0.02				
みかん		0.02				
なつみかんの果実全体		0.02				
レモン		0.02				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)		0.02				
グレープフルーツ		0.02				
ライム		0.02				
その他のかんきつ類果実		0.02				
りんご	0.5	0.5	○			0.03, 0.12(\$)
日本なし	0.3	0.5	○			0.02, 0.08(\$)
西洋なし	0.3	0.5	○			(日本なし参照)
マルメロ		0.5				
びわ		0.5				
もも	0.1	0.1	○			0.02, 0.02
ネクタリン	0.5	0.5	○			0.10, 0.12
あんず(アプリコットを含む。)	0.2	0.5	○			0.03, 0.039
すもも(ブルーンを含む。)	0.3	0.5	○			0.021- 0.13(\$)(n=4)
うめ		0.5				
おうとう(チェリーを含む。)	0.5	0.5	○			0.09, 0.14
いちご		0.1				
ラズベリー		0.5				
ブラックベリー		0.5				
ブルーベリー		0.5				
クランベリー		0.5				
ハックルベリー		0.5				
その他のベリー類果実		0.5				
ぶどう		0.1				
かき	0.3	0.5	○			0.048, 0.060
バナナ		0.1				
キウイ		0.5				
パパイヤ		0.5				
アボカド		0.5				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
パイナップル		0.5				
グアバ		0.5				
マンゴー		0.5				
パッションフルーツ		0.5				
なつめやし		0.5				
その他の果実	0.2	0.5	○			0.02, 0.03(\$) (いちじく)
ひまわりの種子		0.05				
ごまの種子		0.05				
べにばなの種子		0.05				
綿実		0.05				
なたね		0.05				
その他のオイルシード		0.05				
ぎんなん		0.05				
くり		0.05				
ペカン		0.05				
アーモンド		0.1				
くるみ		0.05				
その他のナッツ類		0.1				
茶		0.05				
コーヒー豆		0.05				
ホップ		0.05				
その他のスパイス		0.05				
その他のハーブ		0.02				

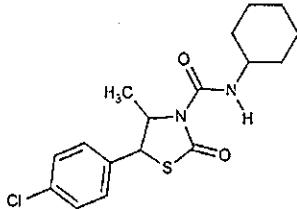
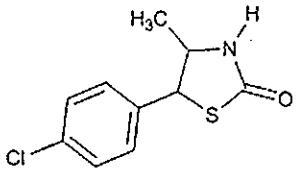
## 答申(案)

(別紙2)

ヘキサコナゾール

食品名	ppm	残留基準値
りんご	0.5	
日本なし	0.3	
西洋なし	0.3	
もも	0.1	
ネクタリン	0.5	注1)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、
あんず(アプリコットを含む。)	0.2	びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おう
すもも(ブルーンを含む。)	0.3	とう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キ
おうとう(チエリーを含む。)	0.5	ウイー、パパイヤ、アボカド、パインアップル、グア
かき	0.3	バ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
その他の果実 <sup>注1)</sup>	0.2	

ヘキシチアゾクス (Hexythiazox)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定
経緯	ポジティブリスト制度導入前に設定された基準値及びポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行う。
構造式	
用途	農薬／殺ダニ剤
作用機構	チアゾリジン骨格を有する殺ダニ剤である。作用機構については不明であるが、卵・幼虫及び若虫の各生育ステージに対しては極めて低濃度で強い活性を示す。
適用作物／適用病害虫等	かんきつ／ミカンハダニ 等
我が国の登録状況	かんきつ、りんご等に農薬登録されている。
諸外国の状況	<p>2009年に JMPRにおける毒性評価が行われ、ADIが設定され、ARfDは設定の必要なしとされている。国際基準はりんご、いちご等に設定されている。</p> <p>米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国、EU及び豪州においてりんご、いちご等、ニュージーランドにおいてもも、マンダリンに基準値が設定されている。</p>
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>ADI : 0.028 mg/kg 体重/day</p> <p>[設定根拠] 1年間 慢性毒性試験（雄イヌ・混餌） 無毒性量 2.87 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p> <p>2年間慢性毒性/発がん性併合試験において、マウスの雌で肝細胞腺腫並びに肝細胞癌、肝細胞癌及び肝芽腫の合計の発生頻度が増加し、雄で肝細胞腺腫、肝細胞癌及び肝芽腫の合計に増加傾向が認められたが、腫瘍の発生機序は遺伝毒性メカニズムによるものとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。</p> <p>ARfD : 設定の必要なし</p> <p>ヘキシチアゾクスの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた発生毒性試験の 720 mg/kg 体重/日であり、カットオフ値 (500 mg/kg 体重) 以上であったことから、ARfDは設定する必要がないと判断した。</p>
基準値案	<p>別紙1のとおり。</p> <p>残留の規制対象物質：農産物にあっては、ヘキシチアゾクスのみとし、畜産物にあってはヘキシチアゾクス及び塩基性条件下の加水分解により PT-1-3【<i>trans</i>-5-(4-クロロフェニル)-4-メチルチアゾリジン-2-オン】に変換される代謝物とする。</p>  <p>PT-1-3</p>

暴露評価	TMDI／ADI 比は、以下のとおり。	
		TMDI／ADI (%)
	一般 (1歳以上)	19.5
	幼小児 (1~6歳)	40.9
	妊婦	16.7
	高齢者 (65歳以上)	23.9
TMDI : 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)		
意見聴取の状況	平成 28 年 9 月 23 日に在京大使館への説明を実施 平成 28 年 12 月 5 日～1 月 3 日にパブリックコメントを実施 今後、WTO 通報を実施する予定	
答申案	別紙 2 のとおり。	

食品名	基準値 索 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
とうもろこし		0.05				
大豆	0.5	0.5	○			
小豆類	0.4	0.5	○			
えんどう	0.4	0.2				
そら豆	0.4	0.2				
らっかせい	0.4	0.2				
その他の豆類	0.4	0.2				
ばれいしょ		0.2				
さといも類(やつがしらを含む。)		0.5				
かんしょ	0.2	0.2	○			<0.05,<0.05
やまいも(長いもをいう。)		0.5				
こんにゃくいも		0.2				
その他のいも類		0.2				
てんさい	0.1	0.2	○			<0.02,0.02
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉		0.5				
かぶ類の葉		0.5				
クレソン		0.5				
芽キャベツ		0.5				
ケール		0.5				
こまつな		0.5				
きょうな		0.5				
チングンサイ		0.5				
カリフラワー		0.5				
ブロッコリー		0.5				
その他のあぶらな科野菜		0.5				
アーティチョーク		0.5				
チコリ		0.5				
エンダイブ		0.5				
しゅんぎく		0.5				
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)		0.5				
その他のきく科野菜	0.3	0.5	○			0.10,0.10(食用ぎく)
ねぎ(リーキを含む。)		0.5				
にら		0.5				
アスパラガス		0.5				
わけぎ		0.5				
その他のゆり科野菜		0.5				
パセリ		0.5				
セロリ		0.5				
みつば		0.5				
その他のせり科野菜		0.5				
トマト	0.1	0.1		0.1		
ピーマン	1	2	○			0.34,0.42
なす	0.7	2	○	0.1		0.08,0.27(\$)
その他のなす科野菜	0.7	2	○			0.24,0.28(しおとう)
きゅうり(ガーリックを含む。)	0.3	1	○	0.05		0.06,0.06
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.5	1	○	0.05		0.06,0.06,0.17(\$)
しろとうり		1		0.05		
すいか	0.5	0.5	○			
メロン類果実	0.5	0.5	○	0.05		
まくわうり		0.2				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
その他のうり科野菜	0.7	1	○	0.05		さゆりの残留値の5倍にて緊急登録 (農林水産省からの理由書による要請)
ほうれんそう		0.5				
たけのこ		2				
オクラ		2				
未成熟えんどう	2	2	○			0.20,0.74(\$)
未成熟いんげん	1	2	○			0.40,0.42(#)
えだまめ	0.5	2	○			0.1,0.18
その他の野菜	0.7	2	○			0.18,0.3(未成熟ささげ)
みかん	0.1	0.5	○			<0.02,<0.02
なつみかんの果実全体	0.7	2	○	0.5		0.16,0.26
レモン	1	2	○	0.5		小粒かんきつ参照
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	1	2	○	0.5		小粒かんきつ参照
グレープフルーツ	1	2	○	0.5		小粒かんきつ参照
ライム	1	2	○	0.5		小粒かんきつ参照
その他のかんきつ類果実	1	2	○	0.5		0.2,0.46(小粒かんきつ)
りんご	0.7	1	○	0.4		0.20,0.22
日本なし	0.5	1	○	0.4		0.15,0.18
西洋なし	0.5	1	○	0.4		(日本なし参照)
マルメロ	0.4	1		0.4		
びわ	0.1	1	○	0.4		<0.02,0.02
もも	0.1	1	○	0.3		<0.02,<0.02
ネクタリン	0.3	1		0.3		
あんず(アプリコットを含む。)	0.3	1		0.3		
すもも(ブルーーンを含む。)	1	1		1		
うめ	2	2	○	0.3		
おうとう(チェリーを含む。)	1	2	○	0.3		0.29,0.36
いちご	6	2	○	6		
ラズベリー		1				
ブラックベリー		1				
ブルーベリー		1				
クランベリー		1				
ハックルベリー		1				
その他のベリー類果実		1				
ぶどう	2	2	○	1		0.18,0.54(\$)
かき	0.5	1	○			0.08,0.11(\$)
バナナ		1				
キウイ		0.2				
パパイヤ		1				
アボカド		1				
パイナップル		1				
グアバ		1				
マンゴー		1				
パッションフルーツ		1				
なつめやし	2			2		
その他の果実	0.7	2	○	0.05		0.24,0.28(いちじく)
ぎんなん	0.05			0.05		
くり	0.05	0.3		0.05		
ペカン	0.05	0.3		0.05		
アーモンド	0.05	0.3		0.05		
くるみ	0.05	0.3		0.05		
その他のナッツ類	0.05	0.3		0.05		

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
茶 ホップ	15	35	○	15		13.6,17.4
	25	30		3		
その他のスパイス	5	0.02	○	0.5		1.21,1.78(\$)(みかんの果皮)
その他のハーブ	1	0.02	○			<0.10, 0.36(\$)(しそ(花))
牛の筋肉	0.05	0.02		0.05		
豚の筋肉	0.05	0.02		0.05		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.05	0.02		0.05		
牛の脂肪	0.05	0.02		0.05		
豚の脂肪	0.05	0.02		0.05		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05	0.02		0.05		
牛の肝臓	0.05	0.02		0.05		
豚の肝臓	0.05	0.02		0.05		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.05	0.02		0.05		
牛の腎臓	0.05	0.02		0.05		
豚の腎臓	0.05	0.02		0.05		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.05	0.02		0.05		
牛の食用部分	0.05	0.02		0.05		
豚の食用部分	0.05	0.02		0.05		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.05	0.02		0.05		
乳	0.05	0.02		0.05		
鶏の筋肉	0.05			0.05		
その他の家きんの筋肉	0.05			0.05		
鶏の脂肪	0.05			0.05		
その他の家きんの脂肪	0.05			0.05		
鶏の肝臓	0.05			0.05		
その他の家きんの肝臓	0.05			0.05		
鶏の腎臓	0.05			0.05		
その他の家きんの腎臓	0.05			0.05		
鶏の食用部分	0.05			0.05		
その他の家きんの食用部分	0.05			0.05		
鶏の卵	0.05			0.05		
その他の家きんの卵	0.05			0.05		

網掛け:ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参考し暫定的に設定した基準値(暫定基準)

太枠:国際基準の参照などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

(\$):ばらつきの理由を考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

## ヘキシチアゾクス

食品名	ppm	残留基準値
大豆	0.5	
小豆類 <sup>注1)</sup>	0.4	
えんどう	0.4	
そら豆	0.4	
その他の豆類 <sup>注2)</sup>	0.4	
かんしょ	0.2	
てんさい	0.1	
その他のきく科野菜 <sup>注3)</sup>	0.3	
トマト	0.1	
ピーマン	1	
なす	0.7	
その他のなす科野菜 <sup>注4)</sup>	0.7	
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.3	
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.5	
すいか	0.5	
メロン類果実	0.5	
その他のうり科野菜 <sup>注5)</sup>	0.7	
未成熟えんどう	2	
未成熟いんげん	1	
えだまめ	0.5	
その他の野菜 <sup>注6)</sup>	0.7	
みかん	0.1	
なつみかんの果実全体	0.7	
レモン	1	
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	1	
グレープフルーツ	1	
ライム	1	
その他のかんきつ類果実 <sup>注7)</sup>	1	
りんご	0.7	
日本なし	0.5	
西洋なし	0.5	
マルメロ	0.4	
びわ	0.1	
もも	0.1	
ネクタリン	0.3	
あんず(アプリコットを含む。)	0.3	
すもも(ブルーンを含む。)	1	
うめ	2	
おうとう(チェリーを含む。)	1	
いちご	6	
ぶどう	2	
かき	0.5	
なつめやし	2	

※今回基準値を設定するヘキシチアゾクスとは、農産物にあってはヘキシチアゾクスのみとし、畜産物にあってはヘキシチアゾクス及び塩基性条件下の加水分解でPT-1-3【trans-5-(4-クロロフェニル)-4-メチルチアゾリジン-2-オン】に変換される代謝物をヘキシチアゾクス含量に換算したものの和をいう。

注1)いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。

注2)「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。

注3)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダive、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

注4)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注5)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注6)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しようが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注7)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

食品名	残留基準値 ppm
その他の果実 <sup>注8)</sup>	0.7
ぎんなん	0.05
くり	0.05
ペカン	0.05
アーモンド	0.05
くるみ	0.05
その他のナッツ類 <sup>注9)</sup>	0.05
茶	15
ホップ	25
その他のスパイス <sup>注10)</sup>	5
その他のハーブ <sup>注11)</sup>	1
牛の筋肉	0.05
豚の筋肉	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物 <sup>注12)</sup> の筋肉	0.05
牛の脂肪	0.05
豚の脂肪	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05
牛の肝臓	0.05
豚の肝臓	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.05
牛の腎臓	0.05
豚の腎臓	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.05
牛の食用部分 <sup>注13)</sup>	0.05
豚の食用部分	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.05
乳	0.05
鶏の筋肉	0.05
その他の家きん <sup>注14)</sup> の筋肉	0.05
鶏の脂肪	0.05
その他の家きんの脂肪	0.05
鶏の肝臓	0.05
その他の家きんの肝臓	0.05
鶏の腎臓	0.05
その他の家きんの腎臓	0.05
鶏の食用部分	0.05
その他の家きんの食用部分	0.05
鶏の卵	0.05
その他の家きんの卵	0.05

注8)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、とう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスピス以外のものをいう。

注9)「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

注10)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、ペブリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

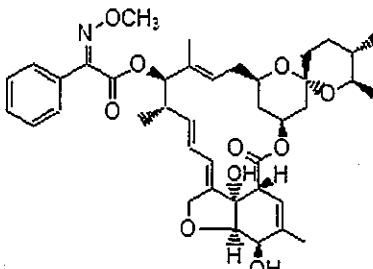
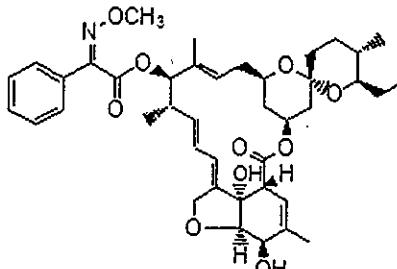
注11)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレスン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

注12)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注13)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注14)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

レピメクチン (Lepimectin)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受け、残留基準を設定する。										
構造式	  <p>L. A3          (レピメクチン A3 (以下、L. A3.という) とレピメクチン A4 (以下、L. A4 という) の混合物。ただし、存在比は L. A3≤20%、L. A4≥80% である。)</p> <p>L. A4</p>										
用途	農薬／殺虫剤										
作用機構	マクロライド系殺虫剤である。昆虫等の神経系において抑制性グルタミン酸作動性の塩素イオンチャネルに作用することにより殺虫効果を示すと考えられている。										
適用作物／適用病害虫	みかん／ミカンハモグリガ 等										
我が国の登録状況	かんきつ、だいず等に農薬登録されている。										
諸外国の状況	JMPR における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、いずれの国及び地域においても基準値が設定されていない。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<u>ADI : 0.02 mg/kg 体重/day</u> [設定根拠] 2年間 発がん性試験（雄ラット・混餌） 無毒性量 2.02 mg/kg 体重/day 安全係数 100  <u>ARfD : 2 mg/kg 体重</u> [設定根拠] 一般薬理試験（雄ラット・強制経口） 無毒性量 200 mg/kg 体重 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：レピメクチン (L. A3 及び L. A4 の和) とする。										
暴露評価	<p>①長期暴露評価</p> <p>TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般 (1歳以上)</td> <td>8.0</td> </tr> <tr> <td>幼小兒 (1~6歳)</td> <td>14.6</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>7.7</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>9.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI : 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p> <p>②短期暴露評価</p> <p>各食品の短期推定摂取量 (ESTI) を算出したところ、一般 (1歳以上)</p>		TMDI/ADI (%)	一般 (1歳以上)	8.0	幼小兒 (1~6歳)	14.6	妊婦	7.7	高齢者 (65歳以上)	9.8
	TMDI/ADI (%)										
一般 (1歳以上)	8.0										
幼小兒 (1~6歳)	14.6										
妊婦	7.7										
高齢者 (65歳以上)	9.8										

	及び幼小児（1～6歳）のそれにおける摂取量は急性参考用量（ARfD）を超えていない <sup>注)</sup> 。 注) 基準値案を用い、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成22年度の厚生労働科学研究の結果に基づきESTIを算出した。
意見聴取の状況	平成28年9月23日に在京大使館への説明を実施 平成28年12月5日～1月3日にパブリックコメントを実施 (WTO通報は対象外)
答申案	別紙2のとおり。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
とうもろこし	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01
大豆	0.01	0.01	○			<0.001,<0.001
さといも類(やつがしらを含む。)	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01
かんしょ	0.01	0.01	○			<0.001,<0.001
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.01	0.01	○			<0.001,0.002
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	0.3	0.3	○			0.030, 0.051(\$)
かぶ類の根	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01
かぶ類の葉	0.5	0.5	○			0.12,0.18
はくさい	0.05	0.05	○			0.007,0.010
キャベツ	0.05	0.05	○			0.004,0.010(\$)
ケール	1	1	○			(こまつな参照)
こまつな	1	1	○			0.242,0.420
きょうな	0.3	0.3	○			0.017,0.071(\$)
チンゲンサイ	1	1	○			(こまつな参照)
カリフラワー	0.2	0.2	○			0.018,0.032(\$)
ブロッコリー	0.05	0.05	○			0.006,0.012
その他のあぶらな科野菜	1	1	○			(こまつな参照)
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	1	1	○			0.293,0.476(サラダ菜)
その他のきく科野菜	0.7		申			0.20,0.28(食用ぎく)
たまねぎ	0.05		申			<0.01(#),<0.01(#)
ねぎ(リーキを含む。)	0.01	0.01	○			0.002,0.002
アスパラガス	0.2		申			0.004,0.028(\$)
トマト	0.3	0.3	○			0.069,0.089(ミニトマト)
ピーマン	0.1	0.1	○			0.012,0.024
なす	0.2	0.2	○			0.006,0.028(\$)
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.1	0.1	○			<0.01,0.02
すいか	0.05		申			<0.01,<0.01
メロン類果実	0.01	0.01	○			<0.001(#),<0.001(#)
ほうれんそう	2	2	○			0.224,0.683(\$)
未成熟えんどう	0.2		申			0.02,0.04
未成熟いんげん	0.1		申			<0.01,0.02
えだまめ	0.1	0.1	○			0.007,0.014(\$)
その他の野菜	0.05		申			<0.01,<0.01(さやえんどう)
みかん	0.01	0.01	○			0.002,0.002
なつみかんの果実全体	0.03	0.03	○			0.005,0.006(#)
レモン	0.1	0.1	○			(すだち参照)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.1	0.1	○			(すだち参照)
グレープフルーツ	0.1	0.1	○			(すだち参照)
ライム	0.1	0.1	○			(すだち参照)
その他のかんきつ類果実	0.1	0.1	○			0.014(\$)(すだち)
りんご	0.2	0.2	○			0.015(#),0.029(#)\$
日本なし	0.2	0.2	○			0.021(#),0.029(#)\$
西洋なし	0.2	0.2	○			(日本なし参照)
もも	0.01	0.01	○			<0.001,<0.001
おうとう(チェリーを含む。)	0.2	0.2	○			0.014,0.026(\$)
いちご	0.5	0.5	○			0.110,0.116
ぶどう	0.3	0.3	○			0.019,0.072(\$)
茶	0.3	0.3	○			0.018,0.064(\$)(荒茶)
その他のスパイス	0.3	0.3	○			0.044,0.067(みかん果皮)
その他のハーブ	1	1	○			(こまつな参照)

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
魚介類	0.02	0.02				推:0.015

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績

(§):ばらつきの理由を考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

推:推定される残留量であることを示す

## レピメクチン

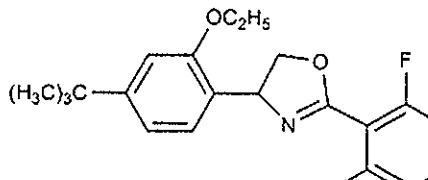
食品名	ppm	残留基準値
とうもろこし	0.05	※今回基準値を設定するレピメクチンとは、レピメクチンA3[(10E,14E,16E)-(1R,4S,5'S,6R,6'R,8R,12R,13S,20R,21R,24S)-21,24-ジ'ハイドロキシ-5',6',11,13,22-ペントメチル-2-オキソ-3,7,19-トリオキサテトラシクロ[15.6.1.1 <sup>4,8</sup> .0 <sup>20,24</sup> ]ペントカサー
大豆	0.01	
さといも類(やつがしらを含む。)	0.05	
かんしょ	0.01	
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.01	10,14,16,22-テトラエン-6-スピロ-2'-テトラハイドロビラン-
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	0.3	12-イル(Z)-2-メキシイミノ-2-フェニルアセテート】及びレピメ
かぶ類の根	0.05	クチンA4[(10E,14E,16E)-(1R,4S,5'S,6R,6'R,8R,12R,13S,20R,21R,24S)-6'-エチル-21,24-
かぶ類の葉	0.5	ジ'ハイドロキシ-5',11,13,22-テトラメチル-2-オキソ-3,7,19-
はくさい	0.05	トリオキサテトラシクロ[15.6.1.1 <sup>4,8</sup> .0 <sup>20,24</sup> ]ペントカサー
キャベツ	0.05	10,14,16,22-テトラエン-6-スピロ-2'-テトラハイドロビラン-
ケール	1	12-イル(Z)-2-メキシイミノ-2-フェニルアセテート】の和をい
こまつな	1	う。
きょうな	0.3	
チングンサイ	1	注1)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野
カリフラワー	0.2	菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ
ブロッコリー	0.05	類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさ
その他のあぶらな科野菜 <sup>注1)</sup>	1	い、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょう
レタス(サラダ菜及びちやを含む。)	1	な、チングンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及び
その他のきく科野菜 <sup>注2)</sup>	0.7	ハーブ以外のものをいう。
たまねぎ	0.05	
ねぎ(リーキを含む。)	0.01	注2)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、
アスパラガス	0.2	ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エン
トマト	0.3	ダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものを
ピーマン	0.1	いう。
なす	0.2	
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.1	注3)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、て
すいか	0.05	んさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆ
メロン類果実	0.01	り科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほ
ほうれんそう	2	うれんそう、たけのこ、オクラ、しようが、未成熟えん
未成熟えんどう	0.2	どう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スペイス
未成熟いんげん	0.1	及びハーブ以外のものをいう。
えだまめ	0.1	
その他の野菜 <sup>注3)</sup>	0.05	
みかん	0.01	
なつみかんの果実全体	0.03	
レモン	0.1	注4)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.1	果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外
グレープフルーツ	0.1	果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グ
ライム	0.1	レープフルーツ、ライム及びスペイス以外のものをい
その他のかんきつ類果実 <sup>注4)</sup>	0.1	う。
りんご	0.2	
日本なし	0.2	
西洋なし	0.2	
もも	0.01	
おうとう(チェリーを含む。)	0.2	
いちご	0.5	

食品名	残留基準値 ppm
ぶどう	0.3
茶	0.3
その他のスパイス <sup>注5)</sup>	0.3
その他のハーブ <sup>注6)</sup>	1
魚介類	0.02

注5)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パブリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注6)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

## エトキサゾール (Etoxazole)

審議の対象	農薬及び動物用医薬品の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受け、残留基準を設定する。										
構造式	 <p>Chemical structure of Etoxazole: 2-(4-(tert-butyl)-2-methoxyphenyl)-5-(4-fluorophenyl)furan-3-one.</p>										
用途	農薬・動物用医薬品／殺虫・殺ダニ剤										
作用機構	オキサゾリン環を有する殺虫・殺ダニ剤である。キチン生合成を阻害する昆虫発育制御物質として作用し、孵化及び脱皮を阻害することにより殺虫効果を示すものと考えられている。										
適用作物／適用病害虫	かんきつ／ミカンハダニ 等										
我が国の登録状況	農薬：かんきつ、りんご等に登録されている。 動物用医薬品：牛、鶏を対象動物として承認されている。										
諸外国の状況	2010年に JMPR における毒性評価が行われ、ADI が設定され、ARfD は設定の必要なしとされている。国際基準はりんご、きゅうり及び乳等に設定されている。 JECFA における毒性評価はなされていない。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてマンゴー、ホップ、牛の脂肪等に、カナダにおいてぶどう、いちご等に、EUにおいてりんご、オレンジ等に、豪州においてバナナ、綿実等に、ニュージーランドにおいてアボカドに基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<u>ADI : 0.04 mg/kg 体重/day</u> [設定根拠] 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験（ラット・混餌） 無毒性量 4.01 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	<u>ARfD : 設定の必要なし</u> エトキサゾールの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響として、ラット及びマウスを用いた急性経口毒性試験において 5,000 mg/kg 体重投与により異常歩行等が認められたが、その他の試験の結果から総合的に判断して、カットオフ値 (500 mg/kg 体重) 以上であると考えられることから、ARfD は設定する必要がないと判断した。										
暴露評価	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：エトキサゾールとする。 TMDI/ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般 (1歳以上)</td> <td>13.3</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>16.2</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>7.8</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>18.8</td> </tr> </tbody> </table> TMDI : 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)		TMDI/ADI (%)	一般 (1歳以上)	13.3	幼小児 (1~6歳)	16.2	妊婦	7.8	高齢者 (65歳以上)	18.8
	TMDI/ADI (%)										
一般 (1歳以上)	13.3										
幼小児 (1~6歳)	16.2										
妊婦	7.8										
高齢者 (65歳以上)	18.8										

意見聴取の状況	平成 28 年 10 月 24 日に在京大使館への説明を実施 平成 28 年 12 月 5 日～1 月 3 日にパブリックコメントを実施 今後、WTO 通報を実施する予定
答申案	別紙 2 のとおり。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
小豆類	0.3	0.3	○			<0.01,0.06(\$)
かんしょ	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01
その他のきく科野菜	50		申			17.4,32.6(\$)
なす	0.5	0.5	○			0.11,0.14
きゅうり(ガーネットを含む。)	0.3	0.3	○	0.02		0.07,0.10
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.01	0.01	○	0.01		
すいか	0.2	0.2	○			0.01,0.03(\$)
メロン類果実	0.2	0.2	○		0.2	米国
まくわうり	0.2	0.2			0.2	米国
その他のうり科野菜	0.2	0.2	○			0.02,0.04(とうがん)
みかん	0.5	0.5	○			0.04,0.17
なつみかんの果実全体	0.5	0.7	○	0.1		0.11,0.16
レモン	0.7	0.7	○	0.1		(すだち参照)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.7	0.7	○	0.1		(すだち参照)
グレープフルーツ	0.7	0.7	○	0.1		(すだち参照)
ライム	0.7	0.7	○	0.1		(すだち参照)
その他のかんきつ類果実	0.7	0.7	○	0.1		0.05,0.22(\$)(すだち)
りんご	0.5	0.5	○	0.07	0.2	米国
日本なし	0.5	0.5	○	0.07	0.2	米国
西洋なし	0.5	0.5	○	0.07	0.2	米国
マルメロ	0.2	0.2		0.07	0.2	米国
びわ	0.2	0.2	○			
もも	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01
ネクタリン	0.5	0.5	○			0.14,0.18
あんず(アプリコットを含む。)	0.1	0.1				
すもも(ブルーンを含む。)	0.5	0.5	○			0.03,0.18
うめ	0.1	0.1				
おうとう(チェリーを含む。)	1	1	○	1.0	米国	【0.096-0.56(\$)(n=13)(米国)】
いちご	0.5	0.5	○	0.5	米国	0.08,0.18
ぶどう	0.5	0.5	○	0.5		0.03,0.17
マンゴー	0.3	0.3	○			0.03,0.10
その他の果実	0.5	0.5	○	0.01		0.12,0.12(いちじく)
綿実	0.2	0.2		0.2	豪州	【<0.01-0.10(n=7)(豪州)】
ぎんなん	0.01	0.01		0.01		
くり	0.01	0.01		0.01	米国	【米国ペカン及びアーモンド参照】
ペカン	0.01	0.01		0.01	米国	【<0.005(\$)(n=6)】
アーモンド	0.01	0.01		0.01	米国	【<0.005-0.005(\$)(n=6)】
くるみ	0.01	0.01		0.01	米国	【米国ペカン及びアーモンド参照】
その他のナッツ類	0.01	0.01		0.01	米国	【米国ペカン及びアーモンド参照】
茶	15	15	○	15		
ホップ	15	15	○	15		3.94,6.51(\$)
その他のスパイス	10	10	○	0.1		1.46,3.79(\$)(みかんの果皮)
その他のハーブ	30	15	○・申	15		12.4,21.8(\$)(しその葉)
牛の筋肉	0.05	0.05	○	0.01		<0.05(n=4)(投与後7日)
豚の筋肉	0.01	0.01		0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01	0.01		0.01		
牛の脂肪	0.05	0.05	○	0.01		<0.05(n=4)(投与後5日)
豚の脂肪	0.01	0.02		0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01	0.02		0.01		

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
牛の肝臓	0.05	0.05	○	0.01		(牛の筋肉参照)
豚の肝臓	0.01	0.01		0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01	0.01		0.01		
牛の腎臓	0.05	0.05	○	0.01		(牛の筋肉参照)
豚の腎臓	0.01	0.01		0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01	0.01		0.01		
牛の食用部分	0.05	0.05	○	0.01		(牛の筋肉参照)
豚の食用部分	0.01	0.01		0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01	0.01		0.01		
乳	0.01	0.01		0.01		
鶏の筋肉	0.01	0.01	○			<0.01(n=4)(投与後5日) (鶏の筋肉参照)
その他の家きんの筋肉	0.01	0.01	○			
鶏の脂肪	0.2	0.2	○			0.18(n=4)(統計学的解析)(投与 後5日) (鶏の脂肪参照)
その他の家きんの脂肪	0.2	0.2	○			
鶏の肝臓	0.04	0.04	○			0.03(n=4)(統計学的解析)(投与 後5日) (鶏の肝臓参照)
その他の家きんの肝臓	0.04	0.04	○			
鶏の腎臓	0.01	0.01	○			<0.01(n=4)(投与後5日) (鶏の腎臓参照)
その他の家きんの腎臓	0.01	0.01	○			
鶏の食用部分	0.04	0.2	○			(鶏の肝臓参照) (鶏の肝臓参照)
その他の家きんの食用部分	0.04	0.2	○			
鶏の卵	0.2	0.2	○			0.14(n=4)(統計学的解析)(投与 後5日) (鶏の卵参照)
その他の家きんの卵	0.2	0.2	○			

太枠:国際基準の参考などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績

(§):ばらつきの理由を考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

## エトキサゾール

食品名	残留基準値 ppm
小豆類 <sup>注1)</sup>	0.3
かんしょ	0.05
その他のきく科野菜 <sup>注2)</sup>	50
なす	0.5
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.3
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.01
すいか	0.2
メロン類果実	0.2
まくわうり	0.2
その他のうり科野菜 <sup>注3)</sup>	0.2
みかん	0.5
なつみかんの果実全体	0.5
レモン	0.7
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.7
グレープフルーツ	0.7
ライム	0.7
その他のかんきつ類果実 <sup>注4)</sup>	0.7
りんご	0.5
日本なし	0.5
西洋なし	0.5
マルメロ	0.2
びわ	0.2
もも	0.05
ネクタリン	0.5
あんず(アプリコットを含む。)	0.1
すもも(ブルーンを含む。)	0.5
うめ	0.1
おうとう(チェリーを含む。)	1
いちご	0.5
ぶどう	0.5
マンゴー	0.3
その他の果実 <sup>注5)</sup>	0.5
綿実	0.2
ぎんなん	0.01
くり	0.01
ペカン	0.01
アーモンド	0.01
くるみ	0.01
その他のナッツ類 <sup>注6)</sup>	0.01
茶	15
ホップ	15
その他のスパイス <sup>注7)</sup>	10
その他のハーブ <sup>注8)</sup>	30

注1)いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。

注2)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

注3)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注4)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注5)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、とうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注6)「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

注7)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

食品名	残留基準値 ppm
牛の筋肉	0.05
豚の筋肉	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物 <sup>注9)</sup> の筋肉	0.01
牛の脂肪	0.05
豚の脂肪	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01
牛の肝臓	0.05
豚の肝臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01
牛の腎臓	0.05
豚の腎臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01
牛の食用部分 <sup>注10)</sup>	0.05
豚の食用部分	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01
乳	0.01
鶏の筋肉	0.01
その他の家きん <sup>注11)</sup> の筋肉	0.01
鶏の脂肪	0.2
その他の家きんの脂肪	0.2
鶏の肝臓	0.04
その他の家きんの肝臓	0.04
鶏の腎臓	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01
鶏の食用部分	0.04
その他の家きんの食用部分	0.04
鶏の卵	0.2
その他の家きんの卵	0.2

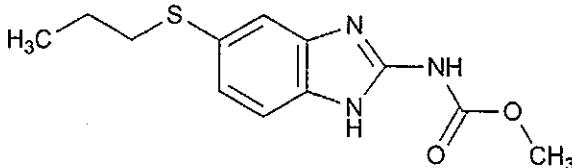
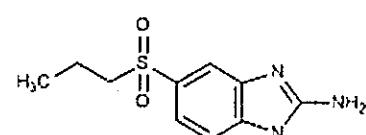
注8)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレンジ、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

注9)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注10)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注11)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

アルベンダゾール (Albendazole)

審議の対象	動物用医薬品の食品中の残留基準の設定
経緯	ポジティブリスト制度導入前に設定された基準値及びポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行う。
構造式	
用途	動物用医薬品／寄生虫駆除剤
作用機構	ベンズイミダゾール系の駆虫剤であり、近縁物質にフェンベンダゾール及びオクスフェンダゾールがある。線虫細胞中のチューブリンに強く結合することで、特に腸管細胞が影響を受けるため、吸収機能が喪失して餓死に至り、駆虫効果を示すと考えられている。
我が国の承認状況	動物用医薬品として承認されていない。
諸外国の状況	1989年にJECFAにおける毒性評価がなされており、ADIが設定されている。国際基準は牛、豚等に設定されている。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国及び豪州において牛、羊及び山羊に、カナダにおいて牛に、EUにおいて反芻動物に、ニュージーランドにおいて羊に基準値が設定されている。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	アルベンダゾールは生体内でアルベンダゾールスルホキシドに代謝されることが明らかとなっており、当該成分を主成分とした動物用医薬品は海外で使用されている。そのため、アルベンダゾールの食品健康影響評価としては、アルベンダゾールスルホキシドの影響を考慮し、アルベンダゾール及びアルベンダゾールスルホキシドのグループADIとして次の値を採用することが適当であると考えられる。  <u>ADI : 0.01 mg/kg 体重/day (アルベンダゾールとして)</u> [設定根拠①] 6か月 亜急性毒性試験 (イヌ・カプセル経口) [設定根拠②] 妊娠 6~15日 発生毒性試験 (ラット・強制経口) [設定根拠③] 妊娠 7~19日 発生毒性試験 (ラット及びウサギ・強制経口) 無毒性量 5 mg/kg 体重/day 安全係数 500 食品安全委員会は、遺伝毒性試験において異数性誘発性がみられていること、発生毒性試験において NOAEL の 2 倍の投与量で明らかな催奇形性が認められていること等に鑑み、安全係数として 5 を追加することが適当と判断した。
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：代謝物Ⅰ【2-アミノアルベンダゾールスルホン】 (塩酸酸性条件下の加水分解により代謝物Ⅰに変換される化合物を含む。) とする。   代謝物Ⅰ
暴露評価	TMDI/ADI 比は、以下のとおり。

	TMDI／ADI (%)
一般 (1歳以上)	6.0
幼小児 (1~6歳)	21.0
妊婦	11.0
高齢者 (65歳以上)	4.7

TMDI : 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)

意見聴取の状況	平成 28 年 9 月 23 日に在京大使館への説明を実施 平成 28 年 12 月 5 日～1 月 3 日にパブリックコメントを実施 今後、WTO 通報を実施する予定
答申案	別紙 2 のとおり。

食品名	基準 値案 <sup>*2</sup> ppm	基準値 現行 ppm	承認 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 <sup>*3</sup> ppm	外国 基準値 ppm	
牛の筋肉	0.02	0.10		0.1		
豚の筋肉		0.10		0.1		
羊の筋肉		0.10				
馬の筋肉		0.10				
その他の陸棲哺乳類に属する動物(羊及び馬を除く。)の筋肉		0.1				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.02			0.1		
牛の脂肪	0.02	0.10		0.1		
豚の脂肪		0.10		0.1		
羊の脂肪		0.10				
馬の脂肪		0.10				
その他の陸棲哺乳類に属する動物(羊及び馬を除く。)の脂肪		0.1				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.02			0.1		
牛の肝臓	1	5.0		5		
豚の肝臓		5.0		5		
羊の肝臓		5.0				
馬の肝臓		5.0				
その他の陸棲哺乳類に属する動物(羊及び馬を除く。)の肝臓		5				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.8			5		
牛の腎臓	1	5.0		5		
豚の腎臓		5.0		5		
羊の腎臓		5.0				
馬の腎臓		5.0				
その他の陸棲哺乳類に属する動物(羊及び馬を除く。)の腎臓		5				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.8			5		
牛の食用部分	1	0.1				(牛の肝臓参照)
豚の食用部分		0.5				
羊の食用部分		0.3				
馬の食用部分		0.5				
その他の陸棲哺乳類に属する動物(羊及び馬を除く。)の食用部分		0.1				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.8					(その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓参照)
乳	0.02	0.10		0.1		
鶏の筋肉		0.10		0.1		
あひるの筋肉		0.10				
七面鳥の筋肉		0.10				
その他の家きん(あひる及び七面鳥を除く。)の筋肉		0.1				
その他の家きんの筋肉				0.1		
鶏の脂肪		0.10		0.1		
あひるの脂肪		0.10				
七面鳥の脂肪		0.10				
その他の家きん(あひる及び七面鳥を除く。)の脂肪		0.1				
その他の家きんの脂肪				0.1		
鶏の肝臓		5.0		5		
あひるの肝臓		5.0				
七面鳥の肝臓		5.0				
その他の家きん(あひる及び七面鳥を除く。)の肝臓		5				
その他の家きんの肝臓				5		
鶏の腎臓		5.0		5		

食品名	基準 値案 <sup>*2</sup> ppm	基準値 現行 ppm	承認 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 <sup>*3</sup> ppm	外国 基準値 ppm	
あひるの腎臓		5.0				
七面鳥の腎臓		5.0				
その他の家きん(あひる及び七面鳥を除く。)の腎臓		5		5		
その他の家きんの腎臓						
鶏の食用部分		5				
その他の家きんの食用部分		5				

網掛け:ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参考し暫定的に設定した基準値(暫定基準)  
 太枠:国際基準の参考などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの

\*1 現行の基準値は、品目名を代謝物である「5-プロピルスルホニル-1H-ベンズイミダゾール-2-アミン」としているが、今回、品目名を動物用医薬品等の有効成分名である「アルベンダゾール」に変更する。

\*2 基準値は、国際基準であるアルベンダゾールの総残留濃度を参考し、代謝物Iの濃度として設定した。

\*3 国際基準は、筋肉、脂肪、肝臓、腎臓及び乳に設定されており、動物種は特定されていない。

## アルベンダゾール

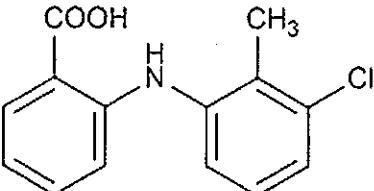
食品名	残留基準値 ppm
牛の筋肉	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物 <sup>注1)</sup> の筋肉	0.02
牛の脂肪	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.02
牛の肝臓	1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.8
牛の腎臓	1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.8
牛の食用部分 <sup>注2)</sup>	1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.8
乳	0.02

※今回基準値を設定するアルベンダゾールとは、代謝物I【5-プロピルスルホニル-1H-ベンズイミダゾール-2-アミン】(塩酸酸性条件下の加水分解により代謝物Iに変換される化合物を含む。)とする。

注1)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注2)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

トルフェナム酸 (Tolfenamic acid)

審議の対象	動物用医薬品の食品中の残留基準の設定										
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行う。										
構造式											
用途	動物用医薬品／抗炎症剤										
作用機構	フェナム酸系の非ステロイド性抗炎症薬（NSAID）である。シクロオキシゲナーゼを阻害し、アラキドン酸から炎症反応に関与するプロスタグランジン及びトロンボキサンへの変換を抑制することにより、解熱、抗炎症及び鎮痛作用を示す。										
我が国の承認状況	動物用医薬品として承認されていない。										
諸外国の状況	JECFAにおける毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、EU及び豪州において牛、豚、乳に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における 食品健康影響評価結果	ADI : 0.01 mg/kg 体重/day [設定根拠] 1か月 亜急性毒性試験（ウサギ・経口） 無毒性量 1 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：トルフェナム酸とする。										
暴露評価	TMDI/ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1" data-bbox="579 1269 1421 1494"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般（1歳以上）</td> <td>8.7</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>35.3</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>11.2</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>6.9</td> </tr> </tbody> </table> TMDI : 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)		TMDI/ADI (%)	一般（1歳以上）	8.7	幼小児（1～6歳）	35.3	妊婦	11.2	高齢者（65歳以上）	6.9
	TMDI/ADI (%)										
一般（1歳以上）	8.7										
幼小児（1～6歳）	35.3										
妊婦	11.2										
高齢者（65歳以上）	6.9										
意見聴取の状況	平成28年10月24日に在京大使館への説明を実施 平成28年12月5日～1月3日にパブリックコメントを実施 今後、WTO通報を実施する予定										
答申案	別紙2のとおり。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	承認 有無	参考基準値		残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外國 基準値 ppm	
牛の筋肉 豚の筋肉	0.05 0.05	0.05 0.03		0.05 0.05	豪州 EU	【<0.02(n=4)(投与後3日)(豪州)】 【<0.020(投与後5日)(EU)】
牛の脂肪 豚の脂肪	0.05 0.05	0.05 0.03				【0.02, <0.02(n=3)(投与後3日)(豪州)】 【豚の筋肉参照】
牛の肝臓 豚の肝臓	0.02 0.02	0.02 0.03				【<0.02(n=4)(投与後3日)(豪州)】 【<0.020(投与後5日)(EU)】
牛の腎臓 豚の腎臓	0.02 0.02	0.06 0.06				【<0.02(n=4)(投与後3日)(豪州)】 【<0.020(投与後5日)(EU)】
牛の食用部分 豚の食用部分	0.02 0.02	0.06 0.06				【牛の肝臓及び腎臓参照】 【豚の肝臓及び腎臓参照】
乳	0.05	0.05		0.05:	豪州	【0.028, 0.020, <0.02(n=6)(投与後2回目の搾乳時)(豪州)】

網掛け:ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参考し暫定的に設定した基準値(暫定基準)

## トルフェナム酸

食品名	残留基準値 ppm
牛の筋肉	0.05
豚の筋肉	0.05
牛の脂肪	0.05
豚の脂肪	0.05
牛の肝臓	0.02
豚の肝臓	0.02
牛の腎臓	0.02
豚の腎臓	0.02
牛の食用部分 <sup>注)</sup>	0.02
豚の食用部分	0.02
乳	0.05

注)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。